

令和3年度
第2回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和3年7月26日（月）
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
 - （2）賃金実態調査結果について
 - （3）その他

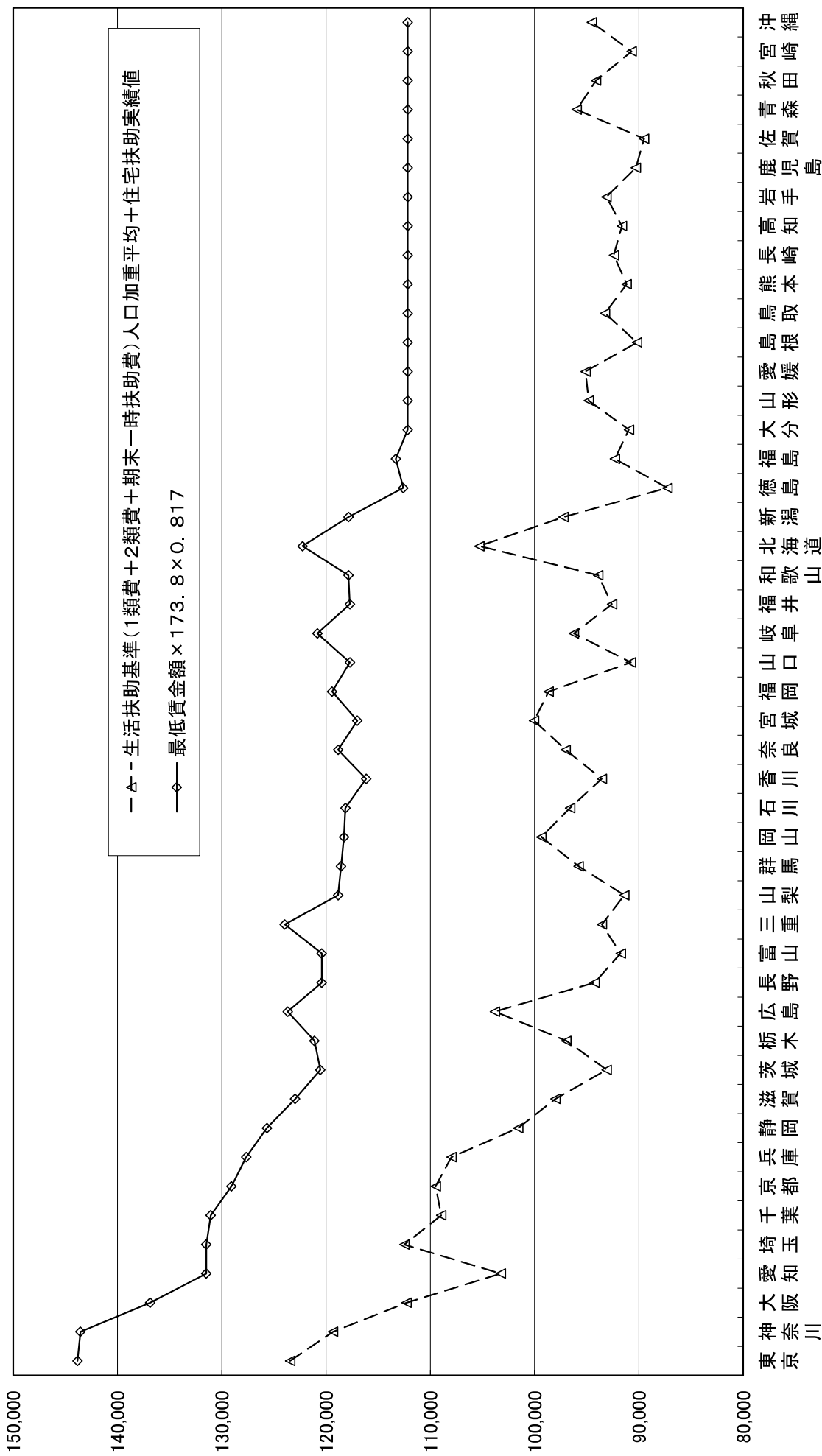
資 料

- 1 生活保護と最低賃金との比較関係資料
- 2 令和3年度賃金改定状況調査結果
- 3 令和3年度賃金実態調査結果報告（抜粋）
- 4 秋田地方最低賃金審議会日程（案）
- 5 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）
※ホームページ用（一部抜粋）
- 6 秋田弁護士会長声明（写）
- 7 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

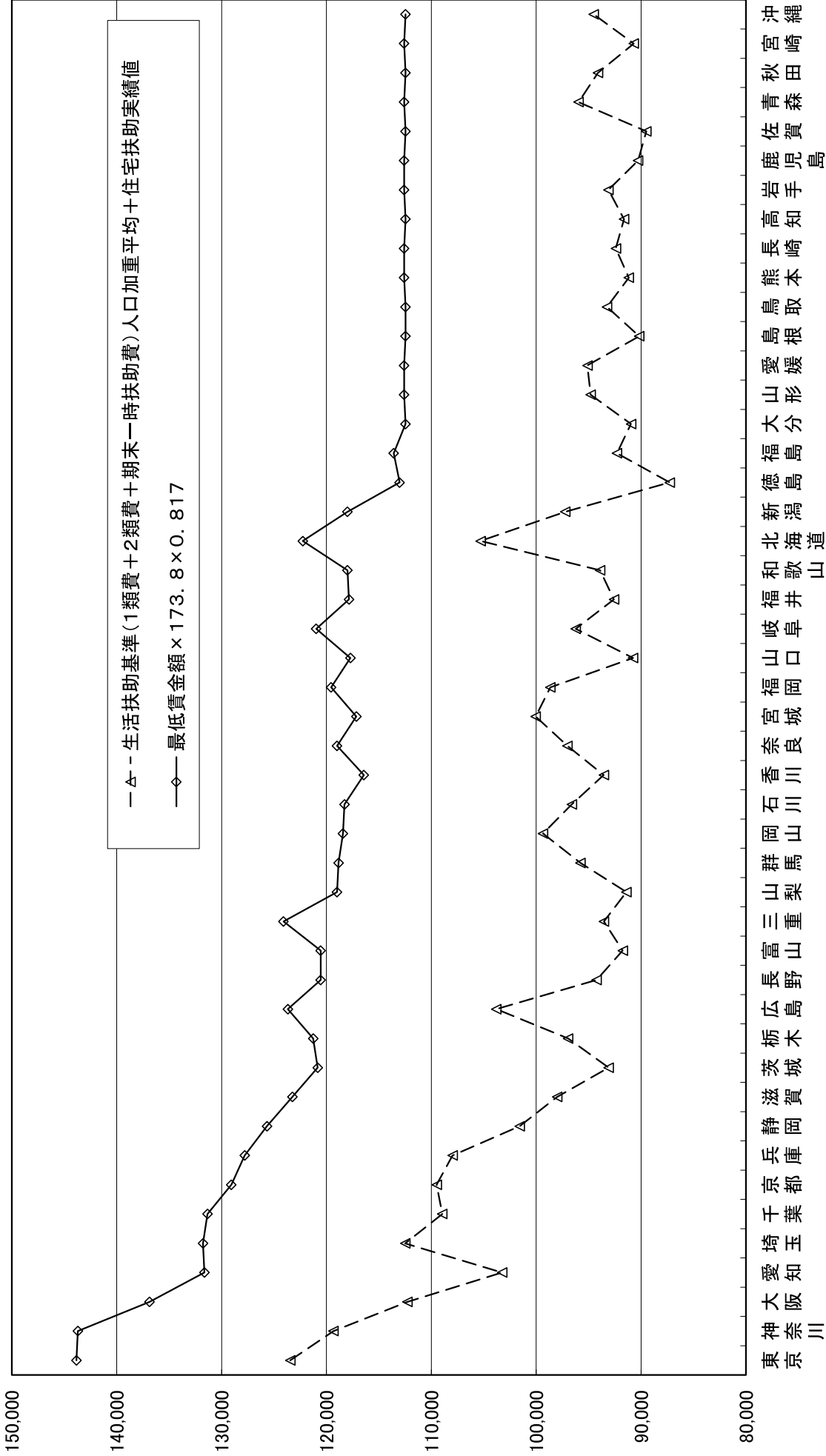
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和元年度のものである。

注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度データに基づく乖離額 (A)	令和2年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率が低下(0.818→0.817)したことによる影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

生活保護と最低賃金の比較について（令和3年度）

秋田労働局賃金室

I 前 提

- 若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯
- 冬季加算地区 → I区
- 県内級地別人口 → 2級地-1： 315,814人（秋田市）
3級地-1： 490,838人（能代市など8市）
3級地-2： 216,467人（潟上市など16市町村）
計 1,023,119人

※平成27年国勢調査による市町村別の人口

II 生活保護（令和元年度10月改定反映）

（1）生活扶助基準

① 第1類費及び第2類費 基準額

2級地-1	3級地-1	3級地-2
(72,080円×315,814人+68,430円×490,838人+66,480円×216,467人)÷1,023,119人		
=69,144.10円（1円未満第3位以下切捨て）		

② 第2類費 冬季加算（1か月平均）

級地別の冬季加算（1か月平均）

秋田県：（I区・1人） 12,780円×7÷12=7,455.00円（1円未満第3位以下切捨て）

③ 期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

2級地-1： 12,880円×1÷12=1,073.33円

3級地-1： 11,610円×1÷12= 967.50円

3級地-2： 10,970円×1÷12= 914.16円

(1,073.33円×315,814人+967.50円×490,838人+914.16円×216,467人)÷1,023,119人
=988.88円（1円未満第3位以下切捨て）

生活扶助基準（1類費及び2類費+2類費（冬季加算込み）+期末一時扶助費）

=①+②+③

=69,144.10円+7,455.00円+988.88円=77,587.98円（1円未満第3位以下切捨て）

(2) 住宅扶助実績値

被保護世帯数 → 秋田市： 3,519 世帯
秋田県（秋田市を除く）： 5,502 世帯
計 9,021 世帯

住宅扶助実績値 → 秋田市： 21,883.9 円
秋田県（秋田市を除く）： 13,085.5 円

※2019 年被保護者調査年次調査（個別調査）第 3-10 表により示される秋田市、秋田県の単身被保護世帯数及び同世帯 1 世帯当たり住宅扶助の値。

$$(21,883.9 \text{ 円} \times 3,519 \text{ 世帯} + 13,085.5 \text{ 円} \times 5,502 \text{ 世帯}) \div 9,021 \text{ 世帯} \\ = \underline{\underline{16,517.66 \text{ 円}}} \text{ (1 円未満第 3 位以下切捨て)}$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績

以上 (1)、(2) より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 77,587.98 + 16,517.66 = \underline{\underline{94,106 \text{ 円}}} \text{ (1 円未満四捨五入)}$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給 790 円（令和元年秋田県最低賃金額）で月 173.8 時間（週 40 時間）働いた場合の 1 か月の収入（手取額）は、

$$790 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.817 = \underline{\underline{112,176 \text{ 円}}} \text{ (1 円未満四捨五入)}$$

※0.817 は、時間額 790 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、令和元年度データに基づく生活保護と最低賃金の差額は

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金（手取額）} = 94,106 - 112,176 = \blacktriangle 18,070 \text{ 円}$$

であり、この差額を 173.8 時間で割って 1 時間あたりとして、0.817 で割って手取額から額面に換算すると

$$\blacktriangle 18,070 \div 173.8 \div 0.817 = \underline{\underline{\blacktriangle 127 \text{ 円}}} \text{ (1 円未満四捨五入)}$$

となり、127 円最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和 2 年度の地域別最低賃金引上げ額 2 円を足すと、

$$127 + 2 = 129 \text{ 円}$$

となり、令和 2 年地域別最低賃金引き上げ後は、129 円最低賃金が生活保護を上回っている。

令和 3 年賃金改定状況調査結果

＜ 調査の概要 ＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 15,641 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金額の標準誤差率が 1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

4. 集計労働者 34,655 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 3 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和 3 年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 3 年 6 月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和 2 年度分〕
- ホ 賃金改定状況〔令和 3 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 3 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和 2 年 6 月分、令和 3 年 6 月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和 2 年 6 月分、令和 3 年 6 月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 2 年 6 月分、令和 3 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 資金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に資金引上げを実施した事業所	1～6月に資金改定を実施しない事業所		計	1～6月に資金引上げを実施した事業所	1～6月に資金改定を実施しない事業所		計	1～6月に資金引上げを実施した事業所	1～6月に資金改定を実施しない事業所		計	1～6月に資金引上げを実施した事業所	1～6月に資金改定を実施しない事業所					
			7月以降に資金改定を実施する予定の事業所	7月以降に資金改定を実施しない事業所			7月以降に資金改定を実施する予定の事業所	7月以降に資金改定を実施しない事業所			7月以降に資金改定を実施する予定の事業所	7月以降に資金改定を実施しない事業所								
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	100.0	35.8	0.7	53.9	9.6	100.0	36.4	0.9	49.4	13.3	100.0	41.2	1.7	47.8	9.3
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	100.0	33.3	0.5	48.0	18.2	100.0	35.0	1.2	47.3	16.5	100.0	56.5	0.0	32.7	10.7
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	100.0	32.1	1.1	50.7	16.1	100.0	43.2	2.4	37.3	17.1	100.0	34.8	4.5	45.6	15.2
D	100.0	39.1	0.7	45.1	15.1	100.0	26.3	0.0	54.8	18.9	100.0	42.9	0.2	40.4	16.5	100.0	44.7	1.6	41.5	12.2
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1
R 2 年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業 (他に分類されないもの)							
	計	1～6月に資金引上げを実施した事業所	1～6月に資金改定を実施しない事業所		計	1～6月に資金引上げを実施した事業所	1～6月に資金改定を実施しない事業所		計	1～6月に資金引上げを実施した事業所	1～6月に資金改定を実施しない事業所		計	1～6月に資金引上げを実施した事業所	1～6月に資金改定を実施しない事業所					
			7月以降に資金改定を実施する予定の事業所	7月以降に資金改定を実施しない事業所			7月以降に資金改定を実施する予定の事業所	7月以降に資金改定を実施しない事業所			7月以降に資金改定を実施する予定の事業所	7月以降に資金改定を実施しない事業所								
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	100.0	16.6	5.0	64.5	13.9	100.0	46.5	1.2	38.3	14.0	100.0	35.2	0.0	51.3	13.5
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	100.0	23.1	1.4	70.3	5.3	100.0	65.8	1.0	20.8	12.3	100.0	32.1	1.0	52.3	14.7
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	100.0	19.2	5.2	55.3	20.3	100.0	68.2	0.4	24.5	6.8	100.0	31.1	4.3	54.6	10.0
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	100.0	24.4	4.6	52.4	18.6	100.0	74.6	0.0	19.0	6.3	100.0	34.4	0.0	56.8	8.8
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1
R 2 年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所							賃金引下げ実施事業所							賃金改定実施事業所及び連結事業所の合計								
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9	0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	2.4	1.9	2.6	-19.3	-30.0	-33.2	-4.4	-18.3	-5.5	-23.0	0.7	0.6	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	3.6	2.1	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5	0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.7	3.0	3.0	-4.8	-0.2	-0.2	-3.0	-8.4	-5.0		1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.8	3.1	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0
R 2 年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	2.4	3.0	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.6%	2.4%	0.44	1.8%	2.6%	5.0%	0.62
B	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
C	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
D	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
R2年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業 (他に分類されないもの)			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0%	1.4%	2.5%	0.54	0.7%	1.5%	5.0%	1.43	1.0%	1.5%	3.3%	0.77	1.1%	2.3%	4.5%	0.74
B	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
C	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
D	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
R2年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）	
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率	
	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月
男	1,544	1,548	1,533	1,555	1,578	1,586	1,928	1,906	1,174	1,170	1,233	1,241	1,452	1,471	1,436	1,454
			0.0	0.0	-1.1	1.1	-0.3	0.7	-0.3	0.6	2.6	2.6	0.6	1.9	1.3	1.3
女	1,382	1,381	1,341	1,341	1,350	1,350	1,750	1,732	1,135	1,143	1,157	1,155	1,339	1,344	1,397	1,396
			0.0	0.0	-1.0	0.1	-1.0	0.7	0.7	-0.2	2.1	2.1	0.4	1.2	1.5	1.5
計	1,329	1,337	1,275	1,293	1,332	1,335	1,646	1,664	1,035	1,040	1,127	1,122	1,290	1,300	1,451	1,446
			0.6	1.4	0.7	0.2	1.4	1.1	0.5	0.5	2.6	2.6	-0.4	-0.2	0.7	0.7
男	1,254	1,259	1,156	1,166	1,247	1,255	1,561	1,569	1,062	1,059	1,141	1,128	1,218	1,222	1,322	1,331
			0.9	0.9	1.6	0.6	0.5	1.4	-0.3	-0.3	1.4	1.4	0.3	0.3	1.4	1.4
女	1,418	1,422	1,373	1,387	1,423	1,428	1,782	1,773	1,115	1,115	1,184	1,184	1,358	1,369	1,415	1,423
			0.3	1.0	0.8	0.4	0.8	-0.5	0.0	0.0	2.3	2.3	0.8	1.2	1.2	1.2
計	1,795	1,800	1,718	1,737	1,835	1,851	2,155	2,131	1,314	1,305	1,437	1,461	1,638	1,682	1,600	1,624
			1.1	1.1	1.1	0.9	0.9	-1.1	-0.7	0.5	0.5	1.7	1.7	2.7	0.4	1.5
男	1,628	1,621	1,559	1,560	1,568	1,562	2,072	2,049	1,311	1,327	1,299	1,250	1,448	1,447	1,488	1,481
			0.3	0.1	-0.3	-0.4	0.1	-1.1	1.2	1.2	1.9	1.9	0.8	0.8	1.1	1.1
女	1,591	1,596	1,458	1,473	1,596	1,601	1,923	1,937	1,170	1,173	1,232	1,241	1,425	1,427	1,600	1,595
			0.3	1.0	0.6	0.3	1.3	0.7	0.3	0.3	0.6	0.6	0.7	0.7	-0.3	-0.3
計	1,486	1,491	1,310	1,316	1,481	1,495	1,764	1,774	1,278	1,264	1,308	1,285	1,338	1,340	1,463	1,464
			0.5	0.5	0.6	0.9	0.6	0.6	-1.1	-1.1	1.4	1.4	0.1	0.1	1.0	1.0
男	1,668	1,670	1,565	1,577	1,676	1,685	2,026	2,016	1,280	1,278	1,344	1,343	1,508	1,528	1,554	1,560
			0.1	0.8	0.7	0.5	0.7	-0.5	-0.2	0.6	0.6	0.6	0.5	1.3	0.6	1.0
女	1,318	1,322	1,222	1,246	1,286	1,289	1,680	1,668	1,109	1,108	1,135	1,135	1,415	1,427	1,240	1,253
			0.3	2.0	1.7	0.2	1.4	-0.7	-0.1	3.4	3.4	0.0	2.8	1.5	1.5	1.7
計	1,163	1,168	1,033	1,041	1,155	1,161	1,325	1,323	1,050	1,056	1,081	1,105	1,319	1,326	1,223	1,232
			0.4	0.8	0.6	0.5	0.3	-0.2	0.6	2.1	2.1	2.2	1.2	0.5	1.5	0.9
男	1,103	1,113	983	995	1,095	1,099	1,266	1,300	992	996	1,067	1,055	1,264	1,274	1,140	1,138
			0.9	1.2	1.4	0.4	1.8	2.7	0.4	0.4	3.3	3.3	0.8	0.8	0.8	0.8
女	1,040	1,048	947	960	1,012	1,016	1,205	1,224	982	983	987	989	1,193	1,197	1,041	1,067
			0.8	1.4	2.9	0.4	0.0	1.6	0.1	0.1	1.8	1.8	0.3	0.3	1.5	1.3
計	1,194	1,201	1,077	1,092	1,168	1,172	1,472	1,475	1,046	1,048	1,094	1,096	1,328	1,338	1,192	1,203
			0.6	1.4	1.5	0.3	1.1	0.2	0.2	0.2	2.8	2.8	0.8	0.8	1.4	1.6

(注、%)

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）											
	賃金上昇率		1時間当たり賃金額	賃金上昇率		1時間当たり賃金額	賃金上昇率		1時間当たり賃金額	賃金上昇率		1時間当たり賃金額	賃金上昇率		1時間当たり賃金額	賃金上昇率		1時間当たり賃金額	賃金上昇率		1時間当たり賃金額	賃金上昇率											
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月										
ラング	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9	
A	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2	
B	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3	
C	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7	
D	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2	
計	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9	
A	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8	
B	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8	
C	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3	
D	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2	
計	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4	
A	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6	
B	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6	
C	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3	
D	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0	
計																																	

(円、%)

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R2年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1	5.2
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R 2 年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8	5.1
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2
R 2 年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
37.6	38.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和元年度	令和2年度
244.4	242.3

賃金改定状況調査結果の訂正について

令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料 No. 1 令和3年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので、令和2年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1を御参照ください。

(令和3年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	<u>0. 5%</u>	←	<u>0. 3%</u>
Bランク	<u>0. 1%</u>	←	<u>-0. 1%</u>
Cランク	<u>0. 5%</u>	←	<u>0. 6%</u>
Dランク	<u>0. 3%</u>	←	<u>0. 4%</u>
ランク計	<u>0. 4%</u>	←	<u>0. 3%</u>

(令和2年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	<u>1. 5%</u>	←	<u>1. 4%</u>
Bランク	<u>0. 7%</u>	←	<u>0. 4%</u>
Cランク	<u>1. 3%</u>	←	<u>1. 5%</u>
Dランク	<u>0. 8%</u>	←	<u>0. 9%</u>
ランク計	<u>1. 2%</u>	←	<u>1. 2%</u> ※訂正なし

2 誤りの原因（別紙2参照）

令和元年調査までは、「L 学術研究，専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業，娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和2年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものです。

3 再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月														
男	1,456	1,464	0.5	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	1.3	1,397	1,396	-0.1	1.2	1,451	1,446	-0.3	1.3												
女	1,314	1,315	0.1	0.7	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2	1,397	1,396	-0.1	1.2	1,451	1,446	-0.3	1.3												
計	1,276	1,282	0.5	1.3	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3	1,451	1,446	-0.3	1.3	1,451	1,446	-0.3	1.3												
計	1,211	1,215	0.3	0.8	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7	1,322	1,331	0.7	1.7	1,322	1,331	0.7	1.7												
計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2												
男	1,703	1,716	0.8	0.8	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6	1,600	1,624	1.5	0.6	1,600	1,624	1.5	0.6												
女	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8	1,488	1,481	-0.5	1.8	1,488	1,481	-0.5	1.8												
計	1,515	1,518	0.2	1.0	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7	1,600	1,595	-0.3	0.7	1,600	1,595	-0.3	0.7												
男	1,424	1,427	0.2	0.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5	1,463	1,464	0.1	2.5	1,463	1,464	0.1	2.5												
女	1,582	1,588	0.4	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0	1,554	1,560	0.4	1.0	1,554	1,560	0.4	1.0												
計	1,268	1,273	0.4	2.0	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,688	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7	1,240	1,253	1.0	1.7	1,240	1,253	1.0	1.7												
男	1,158	1,164	0.5	1.0	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9	1,223	1,232	0.7	0.9	1,223	1,232	0.7	0.9												
女	1,106	1,113	0.6	1.8	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8	1,140	1,138	-0.2	1.8	1,140	1,138	-0.2	1.8												
計	1,053	1,059	0.6	1.2	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3	1,041	1,067	2.5	1.3	1,041	1,067	2.5	1.3												
計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6	1,192	1,203	0.9	1.6	1,192	1,203	0.9	1.6												

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）								
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R2年 6月	R3年 6月	R2年						
男	1,544	1,548	0.3	1,533	1,555	1.4	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9	
	1,382	1,381	-0.1	1,341	1,341	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
女	1,329	1,337	0.6	1,275	1,293	1.4	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
計	1,254	1,259	0.4	1,156	1,166	0.9	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	1,418	1,422	0.3	1,373	1,387	1.0	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
男	1,795	1,800	0.3	1,718	1,737	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	1,628	1,621	-0.4	1,559	1,560	0.1	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
女	1,591	1,596	0.3	1,458	1,473	1.0	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	1,486	1,491	0.3	1,310	1,316	0.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
計	1,668	1,670	0.1	1,565	1,577	0.8	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
男	1,318	1,322	0.3	1,222	1,246	2.0	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	1,163	1,168	0.4	1,033	1,041	0.8	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
女	1,103	1,113	0.9	983	995	1.2	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	1,040	1,048	0.8	947	960	1.4	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
計	1,194	1,201	0.6	1,077	1,092	1.4	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

(注、%)

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計												製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）			サービス業（他に分類されないもの）			サービス業（他に分類されないもの）			サービス業（他に分類されないもの）			サービス業（他に分類されないもの）																				
	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	R2年																		
ラング	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年																		
A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9																						
B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2																						
C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3																						
D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7																						
計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2																						
A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9																						
B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8																						
C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8																						
D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3																						
計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2																						
A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4																						
B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6																						
C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6																						
D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3																						
計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0																						

令和3年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年
	42.2	43.1

(%)

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年
	37.6	38.6

(%)

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

(%)

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

(%)

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

性 ランク	(円、%)																																
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業(他に分類されないもの)				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年		
男	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	0.2	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	1.9	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	0.2
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	0.9	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	1.2	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	0.9
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	0.1	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	-0.2	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	0.1
	計	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	2.0	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	0.7	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	2.0
女	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	0.6	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	1.2	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	0.6
	A	1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	-0.2	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	0.5	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	-0.2
	B	1,665	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	0.2	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	0.8	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	0.2
	計	1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	-0.3	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	0.7	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	-0.3
男	D	1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	1.9	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	0.1	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	1.9
	計	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,054	2,086	1.6	0.2	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	0.4	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	0.2
	A	1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	1.1	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	2.8	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	1.1
	B	1,181	1,193	1.0	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	1.9	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	1.2	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	1.9
女	C	1,114	1,134	1.8	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	0.5	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	-0.2	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	0.5
	D	1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	1.9	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	1.4	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	1.9
	計	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	1.3	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	1.7	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	1.3

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額								
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R1年 6月	R2年 6月										
男	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)																		
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)																		
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)																		
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)																		
計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)																			
女	A	1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)																		
	B	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)																		
	C	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)																		
	D	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)																		
計	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)																			
男	A	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,589	1,612	0.8	(1.1)	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)																		
	B	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)																		
	C	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)																		
	D	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)																		
計	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)																			

(円、%)

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月																	
一般 パート 計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	0.9	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	0.2	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	0.2
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	0.9	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	0.9	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	0.9
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	0.1	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	0.1	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	0.1
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	2.0	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	2.0	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	2.0
計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	0.6	1,132	1,158	2.3	1.7	1,217	1,262	1.2	0.6	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	0.6	
一般	A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	-0.2	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	-0.2	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	-0.2
	B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	0.6	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	0.6	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	0.6
	C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	0.4	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	0.4	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	0.4
	D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	2.5	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	2.5	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	2.5
計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	0.5	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	0.5	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	0.5	
パート	A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	2.4	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	2.4	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	2.4
	B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	2.8	1,005	1,028	2.3	2.4	982	983	1.1	2.8	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	2.8
	C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	-1.8	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	-1.8	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	-1.8
	D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	-1.3	836	958	2.4	2.2	871	890	2.2	-1.3	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	-1.3
計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	1.2	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	1.2	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	1.2	

(四、%)

令和2年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

	令和元年	令和2年
	42.8	44.1

(%)

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

	令和元年	令和2年
	38.1	39.4

(%)

2 男女別労働者数比率

	令和元年	令和2年
男性	42.0	41.9
女性	58.0	58.1

(%)

2 男女別労働者数比率

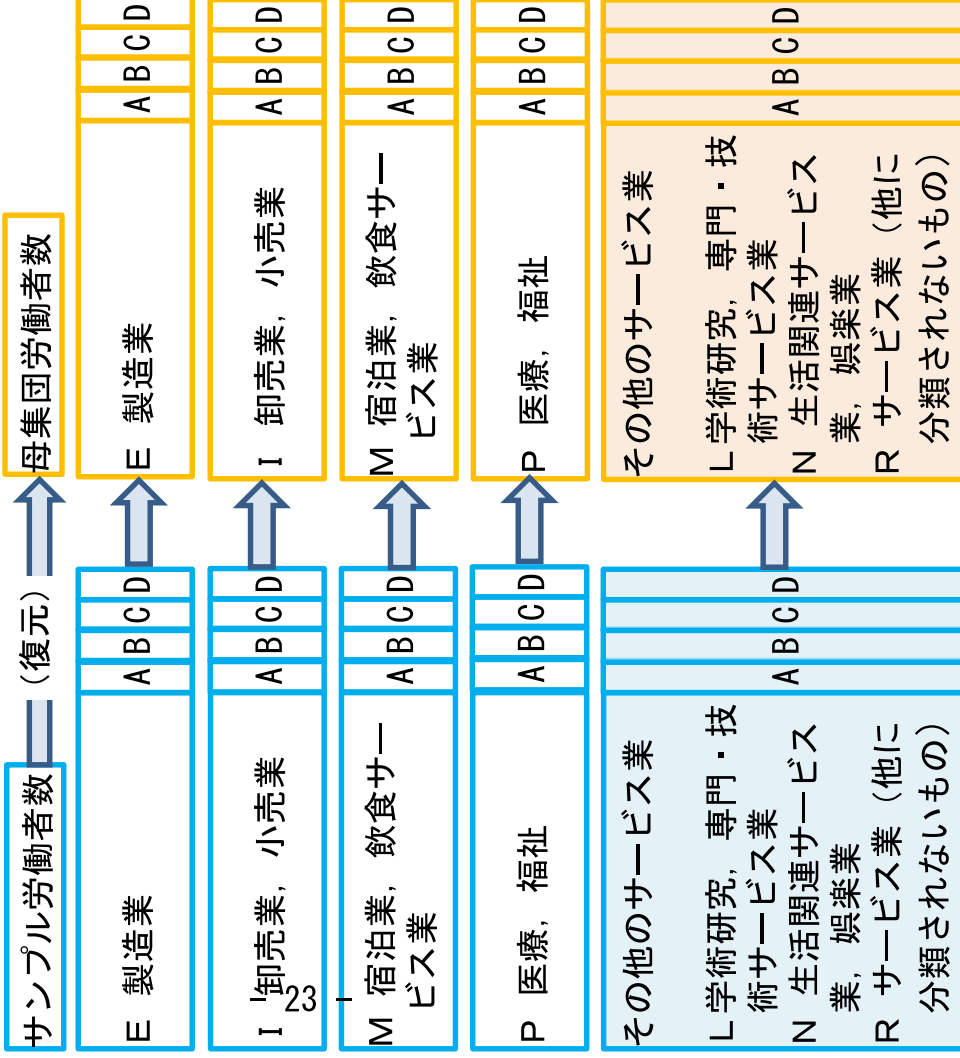
	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

(%)

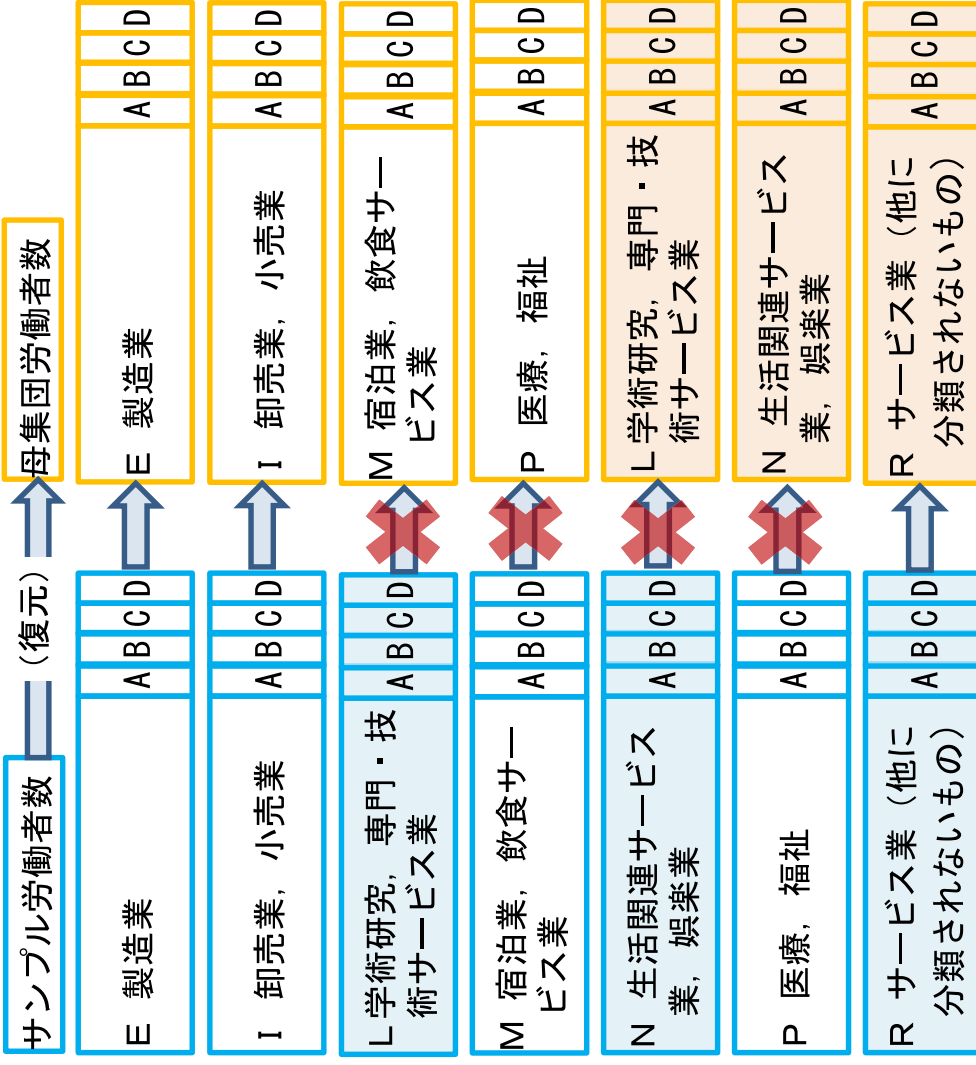
賃金改定状況調査の集計誤りについて

- 賃金改定状況調査の集計に当たっては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に復元して集計を行っている。
- 令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究, 専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業, 娯楽業」及び「R サービス業(他に分類されないもの)」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったため、集計値に誤りが生じた。

令和元年まで



令和2年、令和3年



令和3年度賃金実態調査結果報告（抜粋）

（秋田県最低賃金）

秋 田 県 労 働 局

目 次

I	秋田県最低賃金実態調査の概要	1
II	調査対象産業集計単位	2
III	秋田県賃金実態調査表（賃金分布の概要）	3
IV	最低賃金改定に伴う未満率及び影響率の推移	4
V	最低賃金基礎調査結果表 令和3年度 総括表（1）	5
	最低賃金基礎調査結果表 令和2年度 総括表（1）	7
	最低賃金基礎調査結果表 令和3年度 総括表（2）	9
VI	全労働者に占めるパート労働者の比率・労働者の男女比	12
VII	統計用語の解説	13

I 賃金実態調査の概要

1 調査の目的

本調査は、秋田地方最低賃金審議会における秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施したものである。

2 調査対象産業

- ① 製造業 ②卸売・小売業 ③学術、専門・技術サービス業 ④宿泊業、飲食サービス業 ⑤生活関連サービス業、娯楽業
- ⑥ 医療、福祉 ⑦サービス業（他に分類されないもの）⑧情報通信業

3 調査対象事業所規模

- ① 製造業 ～ 常用労働者数1人以上9人以下
- ② 製造業以外（上記2の②～⑦の産業） ～ 常用労働者数1人以上29人以下

4 調査対象月

令和3年6月

5 調査実施期間

令和3年6月1日～7月31日

6 集計方法

秋田労働局において集計し、集計に当たっては平成28年事業所統計調査を基にした母集団を労働者数に還元したものである。

7 集計事業所数及び労働者数

区 分	事業所数	労働者数
地域別最低賃金適用製造業	86事業所	1,031人
地域別最低賃金適用卸売・小売業	241事業所	1,359人
地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業	61事業所	353人
地域別最低賃金適用医療、福祉業	83事業所	750人
地域別最低賃金適用サービス業	167事業所	762人
地域別最低賃金情報通信業	1事業所	32人
計	639事業所	4,287人

Ⅱ 調査対象産業集計単位

地域別最低賃金適用産業計

- 1 地域別最低賃金適用製造業
E09～E27 (E231～E232を除く)、E2832、E291～E294、E297、E301、E3023
E31 (E311を除く)、E32
- 2 地域別最低賃金適用卸売・小売業
I50～I55、I56～I58、I590、I5912、I5914、I592、I593、I60、I61
- 3 地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業
M75～M77
- 4 地域別最低賃金適用医療、福祉
P83～P85
- 5 地域別最低賃金適用サービス業
L71～L74、N78～N80、R88～R95
- 6 情報通信業
G41

Ⅲ 秋田県賃金実態調査表

(賃金分布の概要)

地域 「県内全地域・地域別最賃対象産業」

秋田労働局 令和3年7月20日作成

賃金分布表 (年齢別計)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
時間当り平均賃金額	1,052 +1.1%	1,032 -1.9%	1,048 +1.6%	1,072 +2.3%	1,042 -2.8%	1,050 +0.8%	1,078 +2.7%	1,095 +1.6%	1,138 +3.9%	1,145 +0.6%	1,171 +2.3%
月1人当り労働時間数	153	151	149	149	152	149	147	148	149	144	140
第1・20分位数	650	650	660	665	680	695	720	739	762	790	795
第1・10分位数	670	667	680	690	696	700	720	750	775	796	800
第1・4分位数	730	715	734	750	750	750	781	800	833	843	850
中位数	897	872	893	910	900	910	933	951	1,000	1,000	1015
4分位分散係数	0.271	0.267	0.259	0.257	0.242	0.247	0.224	0.224	0.217	0.224	0.231

※時間当り平均賃金額の前年度との増減率については、小数点第二位を四捨五入

IV 最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移

秋 田 県 最 低 賃 金		平 成 23 年	平 成 24 年	平 成 25 年	平 成 26 年	平 成 27 年	平 成 28 年	平 成 29 年	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年
年	最低賃金	647 円	654 円	665 円	679 円	695 円	716 円	738 円	762 円	790 円	792 円	—
	未 満 率	2.5%	2.8%	1.0%	0.7%	0.6%	0.9%	0.7%	0.9%	0.3%	1.0%	0.8%
	影 響 率	3.1%	5.5%	6.7%	7.6%	9.8%	15.7%	13.5%	16.6%	13.1%	9.1%	—

(注)

- 1 未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定前の未満労働者数／総労働者数）をいう。
- 2 影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定後の未満労働者数／総労働者数）をいう。
- 3 未満率、影響率は、「賃金実態調査結果（秋田労働局）」により算出した推計値である。

V 令和3年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)		最低賃金 : 792円									
03年 総括表(1)		就業形態:(全て)									
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別						
		1~9人	10~29人	30~99人	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	
計	128,980	59,217	60,149	9,614	516	1,723	84,378	13,442	14,226	14,695	
円	809	745	64				436	103	61	208	
- 781	(0.6)	(1.3)	(0.1)				(0.5)	(0.8)	(0.4)	(1.4)	
782 -	782	809	745	64			436	103	61	208	
	(0.6)	(1.3)	(0.1)				(0.5)	(0.8)	(0.4)	(1.4)	
783 -	783	824	745	79			451	103	61	208	
	(0.6)	(1.3)	(0.1)				(0.5)	(0.8)	(0.4)	(1.4)	
784 -	784	849	770	79			477	103	61	208	
	(0.7)	(1.3)	(0.1)				(0.6)	(0.8)	(0.4)	(1.4)	
785 -	785	849	770	79			477	103	61	208	
	(0.7)	(1.3)	(0.1)				(0.6)	(0.8)	(0.4)	(1.4)	
786 -	786	887	808	79			477	103	99	208	
	(0.7)	(1.4)	(0.1)				(0.6)	(0.8)	(0.7)	(1.4)	
787 -	787	911	808	103			489	103	111	208	
	(0.7)	(1.4)	(0.2)				(0.6)	(0.8)	(0.8)	(1.4)	
788 -	788	911	808	103			489	103	111	208	
	(0.7)	(1.4)	(0.2)				(0.6)	(0.8)	(0.8)	(1.4)	
789 -	789	911	808	103			489	103	111	208	
	(0.7)	(1.4)	(0.2)				(0.6)	(0.8)	(0.8)	(1.4)	
790 -	790	1,009	905	103			586	103	111	208	
	(0.8)	(1.5)	(0.2)				(0.7)	(0.8)	(0.8)	(1.4)	
791 -	791	1,009	905	103			586	103	111	208	
	(0.8)	(1.5)	(0.2)				(0.7)	(0.8)	(0.8)	(1.4)	
792 -	792	5,781	2,580	2,387	813	24	132	3,239	867	615	903
	(4.5)	(4.4)	(4.0)	(8.5)	(4.7)		(7.7)	(3.8)	(6.4)	(4.3)	(6.1)
793 -	793	6,057	2,823	2,394	840	24	132	3,465	895	637	903
	(4.7)	(4.8)	(4.0)	(8.7)	(4.7)		(7.7)	(4.1)	(6.7)	(4.5)	(6.1)
794 -	794	6,165	2,823	2,394	948	24	132	3,492	922	691	903
	(4.8)	(4.8)	(4.0)	(9.9)	(4.7)		(7.7)	(4.1)	(6.9)	(4.9)	(6.1)
795 -	795	7,550	3,537	2,850	1,163	24	157	4,098	1,065	858	1,347
	(5.9)	(6.0)	(4.7)	(12.1)	(4.7)		(9.1)	(4.9)	(7.9)	(6.0)	(9.2)
796 -	796	7,667	3,539	2,965	1,163	24	157	4,210	1,065	864	1,347
	(5.9)	(6.0)	(4.9)	(12.1)	(4.7)		(9.1)	(5.0)	(7.9)	(6.1)	(9.2)
797 -	797	7,738	3,539	3,037	1,163	24	157	4,271	1,069	864	1,353
	(6.0)	(6.0)	(5.0)	(12.1)	(4.7)		(9.1)	(5.1)	(8.0)	(6.1)	(9.2)
798 -	798	7,884	3,615	3,106	1,163	24	157	4,366	1,098	886	1,353
	(6.1)	(6.1)	(5.2)	(12.1)	(4.7)		(9.1)	(5.2)	(8.2)	(6.2)	(9.2)
799 -	799	7,975	3,707	3,106	1,163	24	157	4,433	1,098	886	1,378
	(6.2)	(6.3)	(5.2)	(12.1)	(4.7)		(9.1)	(5.3)	(8.2)	(6.2)	(9.4)
800 -	800	17,234	8,499	7,242	1,493	442	476	8,638	2,037	2,197	3,444
	(13.4)	(14.4)	(12.0)	(15.5)	(85.7)	(27.6)	(10.2)	(15.2)	(15.4)	(15.4)	(23.4)
801 -	801	17,344	8,556	7,295	1,493	442	505	8,719	2,037	2,197	3,444
	(13.4)	(14.4)	(12.1)	(15.5)	(85.7)		(29.3)	(10.3)	(15.2)	(15.4)	(23.4)
802 -	802	17,567	8,626	7,434	1,507	442	505	8,900	2,040	2,230	3,451
	(13.6)	(14.6)	(12.4)	(15.7)	(85.7)		(29.3)	(10.5)	(15.2)	(15.7)	(23.5)
803 -	803	17,658	8,670	7,481	1,507	442	505	8,991	2,040	2,230	3,451
	(13.7)	(14.6)	(12.4)	(15.7)	(85.7)		(29.3)	(10.7)	(15.2)	(15.7)	(23.5)
804 -	804	17,824	8,760	7,542	1,522	442	505	9,142	2,054	2,230	3,451
	(13.8)	(14.8)	(12.5)	(15.8)	(85.7)		(29.3)	(10.8)	(15.3)	(15.7)	(23.5)
805 -	805	17,998	8,760	7,705	1,532	442	505	9,261	2,109	2,230	3,451
	(14.0)	(14.8)	(12.8)	(15.9)	(85.7)		(29.3)	(11.0)	(15.7)	(15.7)	(23.5)
806 -	806	18,152	8,877	7,737	1,538	442	598	9,291	2,141	2,230	3,451
	(14.1)	(15.0)	(12.9)	(16.0)	(85.7)		(34.7)	(11.0)	(15.9)	(15.7)	(23.5)
807 -	807	18,455	9,052	7,860	1,543	442	603	9,494	2,141	2,324	3,451
	(14.3)	(15.3)	(13.1)	(16.1)	(85.7)		(35.0)	(11.3)	(15.9)	(16.3)	(23.5)
808 -	808	18,581	9,101	7,908	1,572	442	603	9,596	2,141	2,324	3,475
	(14.4)	(15.4)	(13.1)	(16.4)	(85.7)		(35.0)	(11.4)	(15.9)	(16.3)	(23.6)
809 -	809	18,832	9,168	8,092	1,572	442	603	9,754	2,187	2,370	3,475
	(14.6)	(15.5)	(13.5)	(16.4)	(85.7)		(35.0)	(11.6)	(16.3)	(16.7)	(23.6)
810 -	810	19,613	9,467	8,354	1,792	442	603	10,154	2,279	2,447	3,688
	(16.0)	(16.0)	(13.9)	(18.6)	(85.7)		(35.0)	(12.0)	(17.0)	(17.2)	(25.1)
811 -	811	19,644	9,485	8,367	1,792	442	603	10,157	2,279	2,465	3,698
	(15.2)	(16.0)	(13.9)	(18.6)	(85.7)		(35.0)	(12.0)	(17.0)	(17.3)	(25.2)
812 -	812	19,722	9,485	8,445	1,792	442	603	10,232	2,279	2,468	3,698
	(15.3)	(16.0)	(14.0)	(18.6)	(85.7)		(35.0)	(12.1)	(17.0)	(17.4)	(25.2)
813 -	813	19,880	9,579	8,504	1,797	442	603	10,365	2,279	2,493	3,698
	(15.4)	(16.2)	(14.1)	(18.7)	(85.7)		(35.0)	(12.3)	(17.0)	(17.5)	(25.2)
814 -	814	19,991	9,658	8,536	1,797	442	603	10,426	2,279	2,493	3,748
	(15.5)	(16.3)	(14.2)	(18.7)	(85.7)		(35.0)	(12.4)	(17.0)	(17.5)	(25.5)
815 -	815	20,492	9,676	8,998	1,818	442	603	10,586	2,296	2,633	3,931
	(15.9)	(16.3)	(15.0)	(18.9)	(85.7)		(35.0)	(12.5)	(17.1)	(18.5)	(26.8)
816 -	816	20,578	9,727	9,018	1,832	442	603	10,657	2,311	2,633	3,931
	(16.0)	(16.4)	(15.0)	(19.1)	(85.7)		(35.0)	(12.6)	(17.2)	(18.5)	(26.8)
817 -	817	20,681	9,777	9,072	1,832	442	603	10,683	2,334	2,687	3,931
	(16.0)	(16.5)	(15.1)	(19.1)	(85.7)		(35.0)	(12.7)	(17.4)	(18.9)	(26.8)
818 -	818	20,919	9,848	9,188	1,884	442	603	10,845	2,334	2,687	4,007
	(16.2)	(16.6)	(15.3)	(19.6)	(85.7)		(35.0)	(12.9)	(17.4)	(18.9)	(27.3)
819 -	819	21,030	9,910	9,234	1,886	442	603	10,868	2,334	2,730	4,053
	(16.3)	(16.7)	(15.4)	(19.6)	(85.7)		(35.0)	(12.9)	(17.4)	(19.2)	(27.6)
820 -	820	23,270	11,140	10,085	2,045	471	603	11,984	2,601	3,231	4,380
	(18.0)	(18.8)	(16.8)	(21.3)	(91.3)		(35.0)	(14.2)	(19.3)	(22.7)	(29.8)
821 -	821	23,343	11,208	10,087	2,048	471	603	12,057	2,601	3,231	4,380
	(18.1)	(18.9)	(16.8)	(21.3)	(91.3)		(35.0)	(14.3)	(19.3)	(22.7)	(29.8)
822 -	822	23,444	11,251	10,141	2,051	471	603	12,158	2,601	3,231	4,380
	(18.2)	(19.0)	(16.9)	(21.3)	(91.3)		(35.0)	(14.4)	(19.3)	(22.7)	(29.8)
823 -	823	23,462	11,270	10,141	2,051	471	603	12,176	2,601	3,231	4,380
	(18.2)	(19.0)	(16.9)	(21.3)	(91.3)		(35.0)	(14.4)	(19.3)	(22.7)	(29.8)
824 -	824	23,671	11,299	10,302	2,070	471	606	12,312	2,602	3,262	4,416
	(18.4)	(19.1)	(17.1)	(21.5)	(91.3)		(35.2)	(14.6)	(19.4)	(22.9)	(30.1)
825 -	825	23,905	11,368	10,414	2,124	471	606	12,493	2,652	3,266	4,416
	(18.5)	(19.2)	(17.3)	(22.1)	(91.3)		(35.2)	(14.8)	(19.7)	(23.0)	(30.1)

		23,986	11,410	10,453	2,124	471	606	12,574	2,652	3,266	4,416
826 -	826	(18.6)	(19.3)	(17.4)	(22.1)	(91.3)	(35.2)	(14.9)	(19.7)	(23.0)	(30.1)
		24,034	11,410	10,500	2,124	471	606	12,622	2,652	3,266	4,416
827 -	827	(18.6)	(19.3)	(17.5)	(22.1)	(91.3)	(35.2)	(15.0)	(19.7)	(23.0)	(30.1)
		24,232	11,477	10,564	2,192	471	625	12,750	2,679	3,291	4,416
828 -	828	(18.8)	(19.4)	(17.6)	(22.8)	(91.3)	(36.3)	(15.1)	(19.9)	(23.1)	(30.1)
		24,259	11,477	10,569	2,213	471	625	12,769	2,679	3,298	4,416
829 -	829	(18.8)	(19.4)	(17.6)	(23.0)	(91.3)	(36.3)	(15.1)	(19.9)	(23.2)	(30.1)
		25,434	12,101	11,036	2,298	471	625	13,550	2,828	3,370	4,589
830 -	830	(19.7)	(20.4)	(18.3)	(23.9)	(91.3)	(36.3)	(16.1)	(21.0)	(23.7)	(31.2)
		25,506	12,116	11,054	2,336	471	625	13,620	2,830	3,370	4,589
831 -	831	(19.8)	(20.5)	(18.4)	(24.3)	(91.3)	(36.3)	(16.1)	(21.1)	(23.7)	(31.2)
		25,836	12,212	11,152	2,473	471	625	13,851	2,830	3,471	4,589
832 -	832	(20.0)	(20.6)	(18.5)	(25.7)	(91.3)	(36.3)	(16.4)	(21.1)	(24.4)	(31.2)
		26,039	12,376	11,184	2,479	471	625	13,971	2,830	3,496	4,647
833 -	833	(20.2)	(20.9)	(18.6)	(25.8)	(91.3)	(36.3)	(16.6)	(21.1)	(24.6)	(31.6)
		26,096	12,376	11,203	2,517	471	625	14,027	2,830	3,496	4,647
834 -	834	(20.2)	(20.9)	(18.6)	(26.2)	(91.3)	(36.3)	(16.6)	(21.1)	(24.6)	(31.6)
		26,331	12,376	11,435	2,520	471	625	14,172	2,830	3,586	4,647
835 -	835	(20.4)	(20.9)	(19.0)	(26.2)	(91.3)	(36.3)	(16.8)	(21.1)	(25.2)	(31.6)
		26,557	12,422	11,464	2,671	471	625	14,248	2,923	3,633	4,657
836 -	836	(20.6)	(21.0)	(19.1)	(27.8)	(91.3)	(36.3)	(16.9)	(21.7)	(25.5)	(31.7)
		26,557	12,422	11,464	2,671	471	625	14,248	2,923	3,633	4,657
837 -	837	(20.6)	(21.0)	(19.1)	(27.8)	(91.3)	(36.3)	(16.9)	(21.7)	(25.5)	(31.7)
		26,576	12,422	11,464	2,690	471	625	14,248	2,923	3,652	4,657
838 -	838	(20.6)	(21.0)	(19.1)	(28.0)	(91.3)	(36.3)	(16.9)	(21.7)	(25.7)	(31.7)
		26,691	12,489	11,512	2,690	471	625	14,308	2,936	3,652	4,700
839 -	839	(20.7)	(21.1)	(19.1)	(28.0)	(91.3)	(36.3)	(17.0)	(21.8)	(25.7)	(32.0)
		27,395	12,690	12,015	2,690	471	625	14,911	2,986	3,701	4,700
840 -	840	(21.2)	(21.4)	(20.0)	(28.0)	(91.3)	(36.3)	(17.7)	(22.2)	(26.0)	(32.0)
		27,575	12,710	12,114	2,751	471	663	14,984	2,986	3,751	4,719
841 -	841	(21.4)	(21.5)	(20.1)	(28.5)	(91.3)	(38.5)	(17.8)	(22.2)	(26.4)	(32.1)
		27,813	12,883	12,179	2,751	471	663	15,103	3,033	3,751	4,792
842 -	842	(21.6)	(21.8)	(20.2)	(28.6)	(91.3)	(38.5)	(17.9)	(22.6)	(26.4)	(32.6)
		29,539	13,180	12,775	3,584	471	663	16,696	3,033	3,755	4,922
843 -	849	(22.9)	(22.3)	(21.2)	(37.3)	(91.3)	(38.5)	(19.8)	(22.6)	(26.4)	(33.5)
		35,091	16,289	14,932	3,871	493	908	19,757	3,657	4,356	5,920
850 -	859	(27.2)	(27.5)	(24.8)	(40.3)	(95.6)	(52.7)	(23.4)	(27.2)	(30.6)	(40.3)
		38,011	16,989	16,830	4,192	493	1,265	21,816	3,816	4,520	6,100
860 -	869	(29.5)	(28.7)	(28.0)	(43.6)	(95.6)	(73.4)	(25.9)	(28.4)	(31.8)	(41.5)
		40,362	17,926	17,877	4,560	493	1,265	23,140	3,991	4,866	6,608
870 -	879	(31.3)	(30.3)	(29.7)	(47.4)	(95.6)	(73.4)	(27.4)	(29.7)	(34.2)	(45.0)
		41,893	18,889	18,317	4,688	493	1,265	23,928	4,091	4,991	7,125
880 -	889	(32.5)	(31.9)	(30.5)	(48.8)	(95.6)	(73.4)	(28.4)	(30.4)	(35.1)	(48.5)
		43,334	19,422	19,035	4,876	493	1,319	25,016	4,178	5,132	7,196
890 -	899	(33.6)	(32.8)	(31.6)	(50.7)	(95.6)	(76.6)	(29.6)	(31.1)	(36.1)	(49.0)
		60,708	27,370	27,153	6,185	516	1,669	36,523	5,410	7,133	9,456
900 -	999	(47.1)	(46.2)	(45.1)	(64.3)	(100.0)	(96.9)	(43.3)	(40.2)	(50.1)	(64.4)
		75,385	33,962	34,187	7,237		1,714	46,499	6,440	9,054	11,161
1000 -	1099	(58.4)	(57.4)	(56.8)	(75.3)		(99.5)	(55.1)	(47.9)	(63.6)	(76.0)
		86,582	39,205	39,558	7,820		1,723	54,985	7,509	9,831	12,018
1100 -	1199	(67.1)	(66.2)	(65.8)	(81.3)		(100.0)	(65.2)	(55.9)	(69.1)	(81.8)
		94,962	43,151	43,628	8,182			60,932	8,281	10,817	12,694
1200 -	1299	(73.6)	(72.9)	(72.5)	(85.1)			(72.2)	(61.6)	(76.0)	(86.4)
		102,000	46,849	46,462	8,689			66,097	9,019	11,680	12,966
1300 -	1399	(79.1)	(79.1)	(77.2)	(90.4)			(78.3)	(67.1)	(82.1)	(88.2)
		107,763	49,711	49,028	9,024			70,479	9,614	12,187	13,243
1400 -	1499	(83.6)	(83.9)	(81.5)	(93.9)			(83.5)	(71.5)	(85.7)	(90.1)
		128,980	59,217	60,149	9,614			84,378	13,442	14,226	14,695
1500 -		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額		168,270	165,328	171,682	165,047	54,539	75,051	178,227	191,936	158,210	114,112
月一人当たり労働時間		1,171	1,171	1,196	1,016	807	858	1,178	1,315	1,134	1,085
第1・20分位数		140	137	140	161	68	87	148	142	137	107
第1・10分位数		795	795	797	792	800	792	797	792	795	792
第1・4分位数		800	800	800	795	800	800	800	800	800	800
第1・4分位数		850	850	860	832	800	800	803	850	835	810
中位数		1,015	1,016	1,041	898	800	850	1,047	1,133	993	900
四分位偏差係数		0.2314	0.2352	0.2347	0.1491	0.0005	0.0548	0.2261	0.3221	0.2206	0.1565

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

(注) 賃金階級区分は各都道府県労働局によって異なる。

V 令和2年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)		最低賃金：790円								
02年		総括表(1)			就業形態：(全て)					
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	128,419	52,247	61,131	15,041	274	2,031	81,888	14,445	13,823	15,958
円	1,112	528	369	216		42	558	41	58	413
-	779	(0.9)	(1.0)	(0.6)		(2.1)	(0.7)	(0.3)	(0.4)	(2.6)
780	780	1,198	588	394	216	42	608	41	70	437
-	780	(0.9)	(1.1)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.7)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
781	781	1,215	604	394	216	42	625	41	70	437
-	781	(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
782	782	1,215	604	394	216	42	625	41	70	437
-	782	(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
783	783	1,215	604	394	216	42	625	41	70	437
-	783	(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
784	784	1,215	604	394	216	42	625	41	70	437
-	784	(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
785	785	1,216	604	394	217	42	626	41	70	437
-	785	(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
786	786	1,216	604	394	217	42	626	41	70	437
-	786	(0.9)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
787	787	1,233	621	394	217	42	643	41	70	437
-	787	(1.0)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(2.7)
788	788	1,284	672	394	217	42	679	41	85	437
-	788	(1.0)	(1.3)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.8)	(0.3)	(0.6)	(2.7)
789	789	1,346	734	394	217	42	741	41	85	437
-	789	(1.0)	(1.4)	(0.6)	(1.4)	(2.1)	(0.9)	(0.3)	(0.6)	(2.7)
790	790	11,506	4,388	6,214	905	69	341	5,698	1,187	1,097
-	790	(9.0)	(8.4)	(10.2)	(6.0)	(25.2)	(16.8)	(7.0)	(8.2)	(7.9)
791	791	11,673	4,429	6,295	949	69	341	5,820	1,188	1,140
-	791	(9.1)	(8.5)	(10.3)	(6.3)	(25.2)	(16.8)	(7.1)	(8.2)	(8.2)
792	792	11,993	4,667	6,331	995	69	342	6,065	1,188	1,200
-	792	(9.3)	(8.9)	(10.4)	(6.6)	(25.2)	(16.8)	(7.4)	(8.2)	(8.7)
793	793	12,248	4,713	6,536	998	69	342	6,242	1,240	1,226
-	793	(9.5)	(9.0)	(10.7)	(6.6)	(25.2)	(16.8)	(7.6)	(8.6)	(8.9)
794	794	12,263	4,716	6,549	998	69	342	6,257	1,240	1,226
-	794	(9.5)	(9.0)	(10.7)	(6.6)	(25.2)	(16.8)	(7.6)	(8.6)	(8.9)
795	795	12,764	4,772	6,755	1,237	69	342	6,648	1,249	1,267
-	795	(9.9)	(9.1)	(11.1)	(8.2)	(25.2)	(16.8)	(8.1)	(8.6)	(9.2)
796	796	12,853	4,833	6,781	1,239	69	342	6,661	1,265	1,268
-	796	(10.0)	(9.3)	(11.1)	(8.2)	(25.2)	(16.8)	(8.1)	(8.6)	(9.2)
797	797	12,980	4,836	6,861	1,284	69	342	6,786	1,265	1,271
-	797	(10.1)	(9.3)	(11.2)	(8.5)	(25.2)	(16.8)	(8.3)	(8.8)	(9.2)
798	798	13,034	4,836	6,913	1,285	69	342	6,814	1,290	1,271
-	798	(10.1)	(9.3)	(11.3)	(8.5)	(25.2)	(16.8)	(8.3)	(8.9)	(9.2)
799	799	13,135	4,884	6,921	1,330	69	342	6,915	1,290	1,271
-	799	(10.2)	(9.3)	(11.3)	(8.8)	(25.2)	(16.8)	(8.4)	(8.9)	(9.2)
800	800	20,973	9,117	10,466	1,389	222	908	10,439	2,056	2,045
-	800	(16.3)	(17.5)	(17.1)	(9.2)	(81.2)	(44.7)	(12.7)	(14.2)	(14.8)
801	801	21,229	9,145	10,650	1,434	222	908	10,651	2,071	2,075
-	801	(16.5)	(17.5)	(17.4)	(9.5)	(81.2)	(44.7)	(13.0)	(14.3)	(15.0)
802	802	21,496	9,378	10,683	1,434	222	908	10,659	2,118	2,241
-	802	(16.7)	(17.9)	(17.5)	(9.5)	(81.2)	(44.7)	(13.0)	(14.7)	(16.2)
803	803	21,562	9,391	10,737	1,434	222	908	10,713	2,118	2,254
-	803	(16.8)	(18.0)	(17.6)	(9.5)	(81.2)	(44.7)	(13.1)	(14.7)	(16.3)
804	804	21,605	9,406	10,764	1,434	222	908	10,755	2,118	2,254
-	804	(16.8)	(18.0)	(17.6)	(9.5)	(81.2)	(44.7)	(13.1)	(14.7)	(16.3)
805	805	22,018	9,446	11,089	1,483	222	908	10,986	2,219	2,335
-	805	(17.1)	(18.1)	(18.1)	(9.9)	(81.2)	(44.7)	(13.4)	(15.4)	(16.9)
806	806	22,196	9,608	11,104	1,483	222	922	11,033	2,231	2,335
-	806	(17.3)	(18.4)	(18.2)	(9.9)	(81.2)	(45.4)	(13.5)	(15.4)	(16.9)
807	807	22,260	9,621	11,156	1,483	222	922	11,033	2,257	2,347
-	807	(17.3)	(18.4)	(18.2)	(9.9)	(81.2)	(45.4)	(13.5)	(15.6)	(17.0)
808	808	22,376	9,692	11,156	1,528	222	922	11,107	2,257	2,368
-	808	(17.4)	(18.6)	(18.2)	(10.2)	(81.2)	(45.4)	(13.6)	(15.6)	(17.1)
809	809	22,510	9,692	11,290	1,528	222	922	11,216	2,257	2,368
-	809	(17.5)	(18.6)	(18.5)	(10.2)	(81.2)	(45.4)	(13.7)	(15.6)	(17.1)
810	810	23,760	10,097	11,998	1,664	222	959	11,937	2,358	2,587
-	810	(18.5)	(19.3)	(19.6)	(11.1)	(81.2)	(47.2)	(14.6)	(16.3)	(18.7)
811	811	24,185	10,130	12,000	2,054	222	959	12,056	2,358	2,763
-	811	(18.8)	(19.4)	(19.6)	(13.7)	(81.2)	(47.2)	(14.7)	(16.3)	(20.0)
812	812	24,383	10,172	12,157	2,054	222	959	12,232	2,358	2,785
-	812	(19.0)	(19.5)	(19.9)	(13.7)	(81.2)	(47.2)	(14.9)	(16.3)	(20.1)
813	813	24,674	10,241	12,376	2,056	222	959	12,361	2,418	2,785
-	813	(19.2)	(19.6)	(20.2)	(13.7)	(81.2)	(47.2)	(15.1)	(16.7)	(20.1)
814	814	24,782	10,270	12,454	2,057	222	959	12,448	2,418	2,785
-	814	(19.3)	(19.7)	(20.4)	(13.7)	(81.2)	(47.2)	(15.2)	(16.7)	(20.1)
815	815	24,990	10,300	12,583	2,106	222	959	12,656	2,418	2,786
-	815	(19.5)	(19.7)	(20.6)	(14.0)	(81.2)	(47.2)	(15.5)	(16.7)	(20.2)
816	816	25,101	10,377	12,618	2,107	222	959	12,704	2,418	2,820
-	816	(19.5)	(19.9)	(20.6)	(14.0)	(81.2)	(47.2)	(15.5)	(16.7)	(20.4)
817	817	25,213	10,459	12,645	2,108	222	959	12,767	2,467	2,820
-	817	(19.6)	(20.0)	(20.7)	(14.0)	(81.2)	(47.2)	(15.6)	(17.1)	(20.4)
818	818	25,362	10,476	12,776	2,109	222	959	12,890	2,467	2,820
-	818	(19.7)	(20.1)	(20.9)	(14.0)	(81.2)	(47.2)	(15.7)	(17.1)	(20.4)
819	819	25,476	10,530	12,836	2,110	222	959	13,005	2,467	2,820
-	819	(19.8)	(20.2)	(21.0)	(14.0)	(81.2)	(47.2)	(15.9)	(17.1)	(20.4)
820	820	26,812	11,236	13,456	2,120	222	1,115	13,606	2,640	2,980
-	820	(20.9)	(21.5)	(22.0)	(14.1)	(81.2)	(54.9)	(16.6)	(18.3)	(21.6)

821 - 821	26,879 (20.9)	11,251 (21.5)	13,507 (22.1)	2,121 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,628 (16.6)	2,640 (18.3)	3,025 (21.9)	6,249 (39.2)
822 - 822	26,910 (21.0)	11,281 (21.6)	13,507 (22.1)	2,121 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,658 (16.7)	2,640 (18.3)	3,025 (21.9)	6,249 (39.2)
823 - 823	27,002 (21.0)	11,321 (21.7)	13,560 (22.2)	2,121 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,731 (16.8)	2,659 (18.4)	3,025 (21.9)	6,249 (39.2)
824 - 824	27,083 (21.1)	11,367 (21.8)	13,592 (22.2)	2,124 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,793 (16.8)	2,669 (18.5)	3,025 (21.9)	6,259 (39.2)
825 - 825	27,263 (21.2)	11,467 (21.9)	13,670 (22.4)	2,126 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,903 (17.0)	2,739 (19.0)	3,025 (21.9)	6,259 (39.2)
826 - 826	27,339 (21.3)	11,495 (22.0)	13,718 (22.4)	2,126 (14.1)	222 (81.2)	1,115 (54.9)	13,952 (17.0)	2,767 (19.2)	3,025 (21.9)	6,259 (39.2)
827 - 827	27,411 (21.3)	11,540 (22.1)	13,744 (22.5)	2,127 (14.1)	238 (86.7)	1,115 (54.9)	13,982 (17.1)	2,792 (19.3)	3,025 (21.9)	6,259 (39.2)
828 - 828	27,574 (21.5)	11,629 (22.3)	13,818 (22.6)	2,127 (14.1)	238 (86.7)	1,115 (54.9)	14,093 (17.2)	2,845 (19.7)	3,025 (21.9)	6,259 (39.2)
829 - 829	27,674 (21.5)	11,680 (22.4)	13,818 (22.6)	2,176 (14.5)	238 (86.7)	1,115 (54.9)	14,109 (17.2)	2,893 (20.0)	3,061 (22.1)	6,259 (39.2)
830 - 830	28,668 (22.3)	11,858 (22.7)	14,625 (23.9)	2,184 (14.5)	238 (86.7)	1,151 (56.7)	14,973 (18.3)	2,945 (20.4)	3,063 (22.2)	6,298 (39.5)
831 - 831	28,878 (22.5)	11,858 (22.7)	14,791 (24.2)	2,229 (14.8)	238 (86.7)	1,151 (56.7)	15,149 (18.5)	2,979 (20.6)	3,063 (22.2)	6,298 (39.5)
832 - 832	28,973 (22.6)	11,919 (22.8)	14,819 (24.2)	2,235 (14.9)	238 (86.7)	1,151 (56.7)	15,168 (18.5)	2,989 (20.7)	3,072 (22.2)	6,355 (39.8)
833 - 833	29,324 (22.8)	12,089 (23.1)	14,999 (24.5)	2,235 (14.9)	238 (86.7)	1,151 (56.7)	15,306 (18.7)	3,055 (21.2)	3,133 (22.7)	6,440 (40.4)
834 - 834	29,366 (22.9)	12,105 (23.2)	15,026 (24.6)	2,235 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,321 (18.7)	3,055 (21.2)	3,133 (22.7)	6,440 (40.4)
835 - 835	29,538 (23.0)	12,198 (23.3)	15,095 (24.7)	2,245 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,484 (18.9)	3,056 (21.2)	3,143 (22.7)	6,440 (40.4)
836 - 836	29,630 (23.1)	12,213 (23.4)	15,172 (24.8)	2,245 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,575 (19.0)	3,056 (21.2)	3,143 (22.7)	6,440 (40.4)
837 - 837	29,733 (23.2)	12,256 (23.5)	15,232 (24.9)	2,245 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,575 (19.0)	3,056 (21.2)	3,187 (23.1)	6,499 (40.7)
838 - 838	29,944 (23.3)	12,290 (23.5)	15,409 (25.2)	2,245 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,733 (19.2)	3,056 (21.2)	3,239 (23.4)	6,499 (40.7)
839 - 839	30,083 (23.4)	12,338 (23.6)	15,499 (25.4)	2,245 (14.9)	238 (86.7)	1,178 (58.0)	15,872 (19.4)	3,056 (21.2)	3,239 (23.4)	6,499 (40.7)
840 - 840	30,502 (23.8)	12,511 (23.9)	15,699 (25.7)	2,292 (15.2)	238 (86.7)	1,215 (59.8)	16,117 (19.7)	3,098 (21.4)	3,305 (23.9)	6,530 (40.9)
841 - 850	36,996 (28.8)	14,465 (27.7)	18,385 (30.1)	4,147 (27.6)	274 (100.0)	1,397 (68.8)	19,584 (23.9)	3,612 (25.0)	4,078 (29.5)	8,051 (50.5)
850 - 859	38,267 (29.8)	15,013 (28.7)	19,057 (31.2)	4,197 (27.9)		1,398 (68.8)	20,440 (25.0)	3,754 (26.0)	4,227 (30.6)	8,173 (51.2)
860 - 869	39,491 (30.8)	15,598 (29.9)	19,555 (32.0)	4,338 (28.8)		1,412 (69.5)	21,269 (26.0)	3,875 (26.8)	4,401 (31.8)	8,260 (51.8)
870 - 879	41,544 (32.4)	16,559 (31.7)	20,260 (33.1)	4,725 (31.4)		1,473 (72.5)	22,527 (27.5)	4,290 (29.7)	4,615 (33.4)	8,365 (52.4)
880 - 889	43,521 (33.9)	17,327 (33.2)	21,144 (34.6)	5,050 (33.6)		1,510 (74.4)	23,749 (29.0)	4,553 (31.5)	4,819 (34.9)	8,616 (54.0)
890 - 899	44,895 (35.0)	17,847 (34.2)	21,851 (35.7)	5,197 (34.5)		1,636 (80.6)	24,616 (30.1)	4,660 (32.3)	4,956 (35.9)	8,752 (54.8)
900 - 999	61,995 (48.3)	25,017 (47.9)	29,956 (49.0)	7,022 (46.7)		1,851 (91.1)	37,125 (45.3)	5,672 (39.3)	6,686 (48.4)	10,387 (65.1)
1000 - 1099	77,333 (60.2)	31,009 (59.4)	37,331 (61.1)	8,993 (59.8)		2,010 (99.0)	47,453 (57.9)	7,180 (49.7)	8,533 (61.7)	11,884 (74.5)
1100 - 1199	88,534 (68.9)	35,384 (67.7)	42,502 (69.5)	10,648 (70.8)		2,031 (100.0)	55,149 (67.3)	8,343 (57.8)	9,792 (70.8)	12,944 (81.1)
1200 - 1299	96,974 (75.5)	39,080 (74.8)	46,471 (76.0)	11,423 (75.9)			61,479 (75.1)	9,179 (63.5)	10,452 (75.6)	13,560 (85.0)
1300 - 1399	103,543 (80.6)	41,887 (80.2)	49,683 (81.3)	11,973 (79.6)			66,124 (80.7)	9,930 (68.7)	11,163 (80.8)	14,021 (87.9)
1400 - 1499	108,896 (84.8)	43,946 (84.1)	52,498 (85.9)	12,451 (82.8)			70,014 (85.5)	10,554 (73.1)	11,676 (84.5)	14,347 (89.9)
1500 -	128,419 (100.0)	52,247 (100.0)	61,131 (100.0)	15,041 (100.0)			81,888 (100.0)	14,445 (100.0)	13,823 (100.0)	15,958 (100.0)
月平均賃金額	168,919	170,076	163,311	187,690	51,697	75,777	176,935	194,480	169,926	117,640
時間当平均賃金額	1,145	1,158	1,134	1,148	806	848	1,156	1,255	1,135	1,046
月一人当たり労働時	144	144	139	163	64	96	150	149	146	112
第1・20分位数	790	790	790	790	790	790	790	790	790	790
第1・10分位数	796	800	790	808	790	790	800	800	800	790
第1・4分位数	843	850	838	843	790	800	860	850	843	800
中位数	1,000	1,000	1,000	1,015	800	820	1,024	1,103	1,000	850
四分位偏差係数	0.2235	0.2254	0.2215	0.2150	0.0068	0.0554	0.2143	0.3037	0.2191	0.1767

【上段】 累積労働者数 【下段】 累積構成比
(注) 賃金階級区分は各都道府県労働局によって異なる。

V 令和3年度 最低賃金基礎調査結果表（性別、年齢別）

最低賃金：792円
産別適用除外含む全労働者

就業形態：（全て）

産業：（全て）

総括表（2）（産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表）
03年
総括表（2）

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計		男					女						
	男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	128,980	98	840	39,401	5,590	6,229	5,755	71,068	418	883	44,977	7,852	7,998	8,940
円	809	28		25			3	780			411	103	61	205
- 781	(0.6)	(0.0)		(0.1)			(0.1)	(1.1)			(0.9)	(1.3)	(0.8)	(2.3)
782 - 782	809	28		25			3	780			411	103	61	205
	(0.6)	(0.0)		(0.1)			(0.1)	(1.1)			(0.9)	(1.3)	(0.8)	(2.3)
783 - 783	824	28		25			3	795			426	103	61	205
	(0.6)	(0.0)		(0.1)			(0.1)	(1.1)			(1.3)	(0.8)	(0.8)	(2.3)
784 - 784	849	28		25			3	820			451	103	61	205
	(0.7)	(0.0)		(0.1)			(0.1)	(1.2)			(1.3)	(0.8)	(0.8)	(2.3)
785 - 785	849	28		25			3	820			451	103	61	205
	(0.7)	(0.0)		(0.1)			(0.1)	(1.2)			(1.3)	(0.8)	(0.8)	(2.3)
786 - 786	887	28		25			3	858			451	103	99	205
	(0.7)	(0.0)		(0.1)			(0.1)	(1.2)			(1.3)	(1.2)	(1.2)	(2.3)
787 - 787	911	41		25		12	3	871			463	103	99	205
	(0.7)	(0.1)		(0.1)		(0.2)	(0.1)	(1.2)			(1.3)	(1.2)	(1.2)	(2.3)
788 - 788	911	41		25		12	3	871			463	103	99	205
	(0.7)	(0.1)		(0.1)		(0.2)	(0.1)	(1.2)			(1.3)	(1.2)	(1.2)	(2.3)
789 - 789	911	41		25		12	3	871			463	103	99	205
	(0.7)	(0.1)		(0.1)		(0.2)	(0.1)	(1.2)			(1.3)	(1.2)	(1.2)	(2.3)
790 - 790	1,009	41		25		12	3	968			561	103	99	205
	(0.8)	(0.1)		(0.1)		(0.2)	(0.1)	(1.4)			(1.2)	(1.3)	(1.2)	(2.3)
791 - 791	1,009	41		25		12	3	968			561	103	99	205
	(0.8)	(0.1)		(0.1)		(0.2)	(0.1)	(1.4)			(1.2)	(1.3)	(1.2)	(2.3)
792 - 792	5,781	1,040	108	587	102	200	43	4,741	24	24	2,651	765	416	860
	(4.5)	(1.8)	(12.8)	(1.5)	(1.8)	(3.2)	(0.7)	(8.5)	(5.8)	(2.8)	(5.9)	(9.7)	(5.2)	(9.6)
793 - 793	6,057	1,143	108	652	122	219	43	4,914	24	24	2,814	773	418	860
	(4.7)	(2.0)	(12.8)	(1.7)	(2.2)	(3.5)	(0.7)	(6.9)	(5.8)	(2.8)	(6.3)	(9.8)	(5.2)	(9.6)
794 - 794	6,165	1,170	108	652	122	246	43	4,995	24	24	2,841	800	445	860
	(4.8)	(2.0)	(12.8)	(1.7)	(2.2)	(4.0)	(0.7)	(7.0)	(5.8)	(2.8)	(6.3)	(10.2)	(5.6)	(9.6)
795 - 795	7,550	1,492	108	779	183	246	175	6,058	24	49	3,319	882	612	1,171
	(5.9)	(2.6)	(12.8)	(2.0)	(3.3)	(4.0)	(3.0)	(8.5)	(5.8)	(5.5)	(7.4)	(11.2)	(7.7)	(13.1)
796 - 796	7,667	1,593	108	881	183	246	175	6,074	24	49	3,329	882	618	1,171
	(5.9)	(2.8)	(12.8)	(2.2)	(3.3)	(4.0)	(3.0)	(8.5)	(5.8)	(5.5)	(7.4)	(11.2)	(7.7)	(13.1)
797 - 797	7,738	1,644	108	932	183	246	175	6,094	24	49	3,339	886	618	1,178
	(6.0)	(2.8)	(12.8)	(2.4)	(3.3)	(4.0)	(3.0)	(8.6)	(5.8)	(5.5)	(7.4)	(11.3)	(7.7)	(13.2)
798 - 798	7,884	1,768	108	1,026	212	246	175	6,115	24	49	3,339	886	639	1,178
	(6.1)	(3.1)	(12.8)	(2.6)	(3.8)	(4.0)	(3.0)	(8.6)	(5.8)	(5.5)	(7.4)	(11.3)	(8.0)	(13.2)
799 - 799	7,975	1,768	108	1,026	212	246	175	6,207	24	49	3,406	886	639	1,202
	(6.2)	(3.1)	(12.8)	(2.6)	(3.8)	(4.0)	(3.0)	(8.7)	(5.8)	(5.5)	(7.6)	(11.3)	(8.0)	(13.4)
800 - 800	17,234	3,815	280	1,661	617	617	913	13,419	373	196	6,977	1,763	1,579	2,532
	(13.4)	(6.6)	(33.3)	(4.2)	(4.9)	(9.9)	(15.9)	(18.9)	(89.2)	(22.2)	(15.5)	(22.5)	(19.7)	(28.3)
801 - 801	17,344	3,844	280	1,690	275	617	913	13,500	373	225	7,029	1,763	1,579	2,532
	(13.4)	(6.6)	(33.3)	(4.3)	(4.9)	(9.9)	(15.9)	(19.0)	(89.2)	(25.5)	(15.6)	(22.5)	(19.7)	(28.3)
802 - 802	17,567	3,887	280	1,733	275	617	913	13,680	373	225	7,167	1,765	1,612	2,538
	(13.6)	(6.7)	(33.3)	(4.4)	(4.9)	(9.9)	(15.9)	(19.2)	(89.2)	(25.5)	(15.9)	(22.5)	(20.2)	(28.4)
803 - 803	17,658	3,919	280	1,765	275	617	913	13,739	373	225	7,226	1,765	1,612	2,538
	(13.7)	(6.8)	(33.3)	(4.5)	(4.9)	(9.9)	(15.9)	(19.3)	(89.2)	(25.5)	(16.1)	(22.5)	(20.2)	(28.4)
804 - 804	17,824	3,999	280	1,845	275	617	913	13,825	373	225	7,297	1,779	1,612	2,538
	(13.8)	(6.9)	(33.3)	(4.7)	(4.9)	(9.9)	(15.9)	(19.5)	(89.2)	(25.5)	(16.2)	(22.7)	(20.2)	(28.4)
805 - 805	17,998	4,047	280	1,878	289	617	913	13,951	373	225	7,383	1,820	1,612	2,538
	(14.0)	(7.0)	(33.3)	(4.8)	(5.2)	(9.9)	(15.9)	(19.6)	(89.2)	(25.5)	(16.4)	(23.2)	(20.2)	(28.4)
806 - 806	18,152	4,196	373	1,902	321	617	913	13,957	373	225	7,388	1,820	1,612	2,538
	(14.1)	(7.2)	(44.4)	(4.8)	(5.7)	(9.9)	(15.9)	(19.6)	(89.2)	(25.5)	(16.4)	(23.2)	(20.2)	(28.4)

807 -	807	18,455 (14.3)	4,206 (7.3)	69 (70.5)	375 (44.7)	1,910 (4.8)	321 (5.7)	617 (9.9)	913 (15.9)	14,249 (20.1)	373 (89.2)	228 (25.8)	7,584 (16.9)	1,820 (23.2)	1,706 (21.3)	2,538 (28.4)
808 -	808	18,581 (14.4)	4,230 (7.3)	69 (70.5)	375 (44.7)	1,910 (4.8)	321 (5.7)	617 (9.9)	937 (16.3)	14,351 (20.2)	373 (89.2)	228 (25.8)	7,686 (17.1)	1,820 (23.2)	1,706 (21.3)	2,538 (28.4)
809 -	809	18,832 (14.6)	4,273 (7.4)	69 (70.5)	375 (44.7)	1,952 (5.0)	321 (5.7)	617 (9.9)	937 (16.3)	14,559 (20.5)	373 (89.2)	228 (25.8)	7,802 (17.3)	1,866 (23.8)	1,752 (21.9)	2,538 (28.4)
810 -	810	19,613 (15.2)	4,402 (7.6)	69 (70.5)	375 (44.7)	2,007 (5.1)	321 (5.7)	642 (10.3)	987 (17.2)	15,211 (21.4)	373 (89.2)	228 (25.8)	8,147 (18.1)	1,957 (24.9)	1,805 (22.6)	2,700 (30.2)
811 -	811	19,644 (15.2)	4,402 (7.6)	69 (70.5)	375 (44.7)	2,007 (5.1)	321 (5.7)	642 (10.3)	987 (17.2)	15,242 (21.4)	373 (89.2)	228 (25.8)	8,150 (18.1)	1,957 (24.9)	1,823 (22.8)	2,711 (30.3)
812 -	812	19,722 (15.3)	4,456 (7.7)	69 (70.5)	375 (44.7)	2,060 (5.2)	321 (5.7)	642 (10.3)	987 (17.2)	15,267 (21.5)	373 (89.2)	228 (25.8)	8,171 (18.2)	1,957 (24.9)	1,827 (22.8)	2,711 (30.3)
813 -	813	19,880 (15.4)	4,460 (7.7)	69 (70.5)	375 (44.7)	2,065 (5.2)	321 (5.7)	642 (10.3)	987 (17.2)	15,420 (21.7)	373 (89.2)	228 (25.8)	8,301 (18.5)	1,957 (24.9)	1,851 (23.1)	2,711 (30.3)
814 -	814	19,991 (15.5)	4,460 (7.7)	69 (70.5)	375 (44.7)	2,065 (5.2)	321 (5.7)	642 (10.3)	987 (17.2)	15,531 (21.9)	373 (89.2)	228 (25.8)	8,361 (18.6)	1,957 (24.9)	1,851 (23.1)	2,760 (30.9)
815 -	815	20,492 (15.9)	4,496 (7.8)	69 (70.5)	375 (44.7)	2,101 (5.3)	321 (5.7)	642 (10.3)	987 (17.2)	15,995 (22.5)	373 (89.2)	228 (25.8)	8,485 (18.9)	1,975 (25.2)	1,991 (24.9)	2,944 (32.9)
816 -	816	20,578 (16.0)	4,496 (7.8)	69 (70.5)	375 (44.7)	2,101 (5.3)	321 (5.7)	642 (10.3)	987 (17.2)	16,082 (22.6)	373 (89.2)	228 (25.8)	8,556 (19.0)	1,989 (25.3)	1,991 (24.9)	2,944 (32.9)
817 -	817	20,681 (16.0)	4,599 (7.9)	69 (70.5)	375 (44.7)	2,126 (5.4)	345 (6.2)	696 (11.2)	987 (17.2)	16,082 (22.6)	373 (89.2)	228 (25.8)	8,556 (19.0)	1,989 (25.3)	1,991 (24.9)	2,944 (32.9)
818 -	818	20,919 (16.2)	4,599 (7.9)	69 (70.5)	375 (44.7)	2,126 (5.4)	345 (6.2)	696 (11.2)	987 (17.2)	16,320 (23.0)	373 (89.2)	228 (25.8)	8,719 (19.4)	1,989 (25.3)	1,991 (24.9)	3,020 (33.8)
819 -	819	21,030 (16.3)	4,619 (8.0)	69 (70.5)	375 (44.7)	2,146 (5.4)	345 (6.2)	696 (11.2)	987 (17.2)	16,411 (23.1)	373 (89.2)	228 (25.8)	8,722 (19.4)	1,989 (25.3)	2,034 (25.4)	3,066 (34.3)
820 -	820	23,270 (18.0)	5,003 (8.6)	98 (100.0)	375 (44.7)	2,447 (6.2)	345 (6.2)	696 (11.2)	1,041 (18.1)	18,267 (25.7)	373 (89.2)	228 (25.8)	9,537 (21.2)	2,256 (28.7)	2,595 (31.7)	3,339 (37.3)
821 -	821	23,343 (18.1)	5,042 (8.7)		375 (44.7)	2,486 (6.3)	345 (6.2)	696 (11.2)	1,041 (18.1)	18,301 (25.8)	373 (89.2)	228 (25.8)	9,571 (21.3)	2,256 (28.7)	2,595 (31.7)	3,339 (37.3)
822 -	822	23,444 (18.2)	5,096 (8.8)		375 (44.7)	2,540 (6.4)	345 (6.2)	696 (11.2)	1,041 (18.1)	18,348 (25.8)	373 (89.2)	228 (25.8)	9,618 (21.4)	2,256 (28.7)	2,595 (31.7)	3,339 (37.3)
823 -	823	23,462 (18.2)	5,096 (8.8)		375 (44.7)	2,540 (6.4)	345 (6.2)	696 (11.2)	1,041 (18.1)	18,366 (25.8)	373 (89.2)	228 (25.8)	9,636 (21.4)	2,256 (28.7)	2,595 (31.7)	3,339 (37.3)
824 -	824	23,671 (18.4)	5,107 (8.8)		378 (45.0)	2,544 (6.5)	345 (6.2)	696 (11.2)	1,046 (18.2)	18,563 (26.1)	373 (89.2)	228 (25.8)	9,768 (21.7)	2,257 (28.7)	2,567 (32.1)	3,371 (37.7)
825 -	825	23,905 (18.5)	5,107 (8.8)		378 (45.0)	2,544 (6.5)	345 (6.2)	696 (11.2)	1,046 (18.2)	18,798 (26.5)	373 (89.2)	228 (25.8)	9,949 (22.1)	2,307 (29.4)	2,571 (32.1)	3,371 (37.7)
826 -	826	23,986 (18.6)	5,126 (8.9)		378 (45.0)	2,563 (6.5)	345 (6.2)	696 (11.2)	1,046 (18.2)	18,860 (26.5)	373 (89.2)	228 (25.8)	10,011 (22.3)	2,307 (29.4)	2,571 (32.1)	3,371 (37.7)
827 -	827	24,034 (18.6)	5,126 (8.9)		378 (45.0)	2,563 (6.5)	345 (6.2)	696 (11.2)	1,046 (18.2)	18,908 (26.6)	373 (89.2)	228 (25.8)	10,059 (22.4)	2,307 (29.4)	2,571 (32.1)	3,371 (37.7)
828 -	828	24,232 (18.8)	5,214 (9.0)		378 (45.0)	2,627 (6.7)	345 (6.2)	720 (11.6)	1,046 (18.2)	19,018 (26.8)	373 (89.2)	247 (28.0)	10,124 (22.5)	2,334 (29.7)	2,571 (32.1)	3,371 (37.7)
829 -	829	24,259 (18.8)	5,214 (9.0)		378 (45.0)	2,627 (6.7)	345 (6.2)	720 (11.6)	1,046 (18.2)	19,045 (26.8)	373 (89.2)	247 (28.0)	10,142 (22.6)	2,334 (29.7)	2,578 (32.1)	3,371 (37.7)
830 -	830	25,434 (19.7)	5,394 (9.3)		378 (45.0)	2,748 (7.0)	345 (6.2)	720 (11.6)	1,104 (19.2)	20,041 (28.2)	373 (89.2)	247 (28.0)	10,802 (24.0)	2,483 (31.6)	2,650 (33.1)	3,486 (39.0)
831 -	831	25,506 (19.8)	5,409 (9.3)		378 (45.0)	2,763 (7.0)	345 (6.2)	720 (11.6)	1,104 (19.2)	20,097 (28.3)	373 (89.2)	247 (28.0)	10,857 (24.1)	2,484 (31.6)	2,650 (33.1)	3,486 (39.0)
832 -	832	25,836 (20.0)	5,525 (9.5)		378 (45.0)	2,852 (7.2)	345 (6.2)	747 (12.0)	1,104 (19.2)	20,312 (28.6)	373 (89.2)	247 (28.0)	10,998 (24.5)	2,484 (31.6)	2,724 (34.1)	3,486 (39.0)
833 -	833	26,039 (20.2)	5,640 (9.7)		378 (45.0)	2,931 (7.4)	345 (6.2)	747 (12.0)	1,141 (19.8)	20,399 (28.7)	373 (89.2)	247 (28.0)	11,040 (24.5)	2,484 (31.6)	2,749 (34.4)	3,506 (39.2)
834 -	834	26,096 (20.2)	5,640 (9.7)		378 (45.0)	2,931 (7.4)	345 (6.2)	747 (12.0)	1,141 (19.8)	20,455 (28.8)	373 (89.2)	247 (28.0)	11,096 (24.7)	2,484 (31.6)	2,749 (34.4)	3,506 (39.2)
835 -	835	26,331 (20.4)	5,643 (9.7)		378 (45.0)	2,934 (7.4)	345 (6.2)	747 (12.0)	1,141 (19.8)	20,688 (29.1)	373 (89.2)	247 (28.0)	11,239 (25.0)	2,484 (31.6)	2,839 (35.5)	3,506 (39.2)

836 - 836	26,557 (20.6)	5,719 (9.9)		3,009 (7.6)	345 (6.2)	747 (12.0)	1,141 (19.8)	20,838 (29.3)	373 (89.2)	247 (28.0)	11,239 (25.0)	2,578 (32.8)	2,886 (36.1)	3,516 (39.3)
837 - 837	26,557 (20.6)	5,719 (9.9)		3,009 (7.6)	345 (6.2)	747 (12.0)	1,141 (19.8)	20,838 (29.3)	373 (89.2)	247 (28.0)	11,239 (25.0)	2,578 (32.8)	2,886 (36.1)	3,516 (39.3)
838 - 838	26,576 (20.6)	5,719 (9.9)		3,009 (7.6)	345 (6.2)	747 (12.0)	1,141 (19.8)	20,857 (29.3)	373 (89.2)	247 (28.0)	11,239 (25.0)	2,578 (32.8)	2,905 (36.3)	3,516 (39.3)
839 - 839	26,691 (20.7)	5,768 (10.0)		3,046 (7.7)	357 (6.4)	747 (12.0)	1,141 (19.8)	20,924 (29.4)	373 (89.2)	247 (28.0)	11,263 (25.0)	2,578 (32.8)	2,905 (36.3)	3,559 (39.8)
840 - 840	27,395 (21.2)	5,872 (10.1)		3,100 (7.9)	357 (6.4)	797 (12.8)	1,141 (19.8)	21,523 (30.3)	373 (89.2)	247 (28.0)	11,811 (26.3)	2,629 (33.5)	2,905 (36.3)	3,559 (39.8)
841 - 841	27,575 (21.4)	5,936 (10.3)		3,108 (7.9)	357 (6.4)	797 (12.8)	1,160 (20.2)	21,638 (30.4)	373 (89.2)	247 (28.0)	11,876 (26.4)	2,629 (33.5)	2,955 (36.9)	3,559 (39.8)
842 - 842	27,813 (21.6)	5,936 (10.3)		3,108 (7.9)	357 (6.4)	797 (12.8)	1,160 (20.2)	21,876 (30.8)	373 (89.2)	247 (28.0)	11,996 (26.7)	2,675 (34.1)	2,955 (36.9)	3,631 (40.6)
843 - 849	29,539 (22.9)	6,792 (11.7)		3,963 (10.1)	357 (6.4)	797 (12.8)	1,160 (20.2)	22,747 (32.0)	373 (89.2)	247 (28.0)	12,733 (28.3)	2,675 (34.1)	2,958 (37.0)	3,762 (42.1)
850 - 859	35,091 (27.2)	8,715 (15.0)		5,025 (12.8)	591 (10.6)	873 (14.0)	1,548 (26.9)	26,376 (37.1)	395 (94.6)	328 (37.2)	14,732 (32.8)	3,067 (39.1)	3,482 (43.5)	4,372 (48.9)
860 - 869	38,011 (29.5)	9,142 (15.8)		5,363 (13.6)	591 (10.6)	898 (14.4)	1,612 (28.0)	28,869 (40.6)	395 (94.6)	685 (77.5)	16,453 (36.6)	3,225 (41.1)	3,623 (45.3)	4,488 (50.2)
870 - 879	40,362 (31.3)	9,948 (17.2)		5,808 (14.7)	634 (11.3)	964 (15.5)	1,864 (32.4)	30,415 (42.8)	395 (94.6)	685 (77.5)	17,332 (38.5)	3,357 (42.8)	3,902 (48.8)	4,743 (53.1)
880 - 889	41,893 (32.5)	10,356 (17.9)		6,024 (15.3)	634 (11.3)	1,011 (16.2)	2,008 (34.9)	31,538 (44.4)	395 (94.6)	685 (77.5)	17,903 (39.8)	3,457 (44.0)	3,980 (49.8)	5,117 (57.2)
890 - 899	43,334 (33.6)	10,779 (18.6)		6,367 (16.2)	634 (11.3)	1,035 (16.6)	2,040 (35.5)	32,555 (45.8)	395 (94.6)	714 (80.8)	18,649 (41.5)	3,545 (45.1)	4,097 (51.2)	5,155 (57.7)
900 - 999	60,708 (47.1)	16,874 (29.1)		10,071 (25.6)	1,004 (18.0)	1,876 (30.1)	3,017 (52.4)	43,834 (61.7)	418 (100.0)	861 (97.5)	26,452 (58.8)	4,406 (56.1)	5,258 (65.7)	6,440 (72.0)
1,000 - 1,099	75,385 (58.4)	24,053 (41.5)		15,420 (39.1)	1,176 (21.0)	2,738 (44.0)	3,789 (65.8)	51,332 (72.2)		883 (100.0)	31,079 (69.1)	5,264 (67.0)	6,317 (79.0)	7,372 (82.5)
1,100 - 1,199	86,582 (67.1)	30,150 (52.1)		20,174 (51.2)	1,786 (31.9)	3,139 (50.4)	4,113 (71.5)	56,432 (79.4)			34,810 (77.4)	5,723 (72.9)	6,693 (83.7)	7,905 (88.4)
1,200 - 1,299	94,962 (73.6)	34,690 (59.9)		23,372 (59.3)	2,259 (40.4)	3,715 (59.6)	4,406 (76.6)	60,272 (84.8)			37,560 (83.5)	6,022 (76.7)	7,102 (88.8)	8,288 (92.7)
1,300 - 1,399	102,000 (79.1)	39,120 (67.5)		26,591 (67.5)	2,638 (47.2)	4,353 (69.9)	4,599 (79.9)	62,881 (88.5)			39,506 (87.8)	6,380 (81.3)	7,327 (91.6)	8,367 (93.6)
1,400 - 1,499	107,763 (83.6)	42,556 (73.5)		29,365 (74.5)	2,887 (51.7)	4,665 (74.9)	4,701 (81.7)	65,207 (91.8)			41,114 (91.4)	6,727 (85.7)	7,522 (94.1)	8,543 (95.6)
1,500 -	128,980 (100.0)	57,912 (100.0)		39,401 (100.0)	5,590 (100.0)	6,229 (100.0)	5,755 (100.0)	71,068 (100.0)			44,977 (100.0)	7,852 (100.0)	7,998 (100.0)	8,940 (100.0)
月平均賃金額	168,270 (117.1)	207,734 (133.8)	42,440 (806)	214,123 (1,324)	252,258 (1,620)	198,845 (1,312)	149,013 (1,260)	136,112 (1,036)	57,387 (808)	52,049 (854)	146,782 (1,050)	148,990 (1,098)	126,562 (955)	91,646 (972)
時平均賃金額	1,171 (140)	1,338 (155)	806 (53)	1,324 (161)	1,620 (159)	1,312 (152)	1,260 (125)	1,036 (128)	71 (71)	61 (61)	137 (137)	131 (131)	125 (125)	95 (95)
月一人当たり労働時間	140 (795)	800 (800)	800 (800)	810 (795)	805 (800)	800 (800)	800 (800)	792 (800)	792 (800)	795 (800)	792 (800)	792 (792)	792 (792)	795 (795)
第1・2・0分位数	800 (800)	800 (800)	800 (800)	847 (847)	857 (857)	840 (840)	850 (850)	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800 (800)	815 (815)	800 (800)	800 (800)
第1・1・4分位数	850 (850)	960 (960)	800 (800)	992 (992)	1,150 (1,150)	956 (956)	850 (850)	820 (820)	800 (800)	800 (800)	833 (833)	815 (815)	819 (819)	864 (864)
中位数	1,015 (1,015)	1,179 (1,179)	800 (800)	1,187 (1,187)	1,432 (1,432)	1,199 (1,199)	970 (970)	912 (912)	800 (800)	860 (860)	939 (939)	946 (946)	890 (890)	864 (864)
四分位偏差係数	0.2314	0.2372	0.0126	0.2174	0.2881	0.2340	0.2019	0.1688	0.0005	0.0349	0.1715	0.2302	0.1397	0.1161

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

(注) 賃金階級区分は各都道府県労働局によって異なる。

VI 全労働者に占めるパート労働者の比率

		製 造	業 卸	業 卸	業 卸	宿 泊	宿 泊	食 飲	食 飲	医 療	医 療	サ ー	サ ー	情 報	情 報	地 域	地 域
		業 造	業 卸	業 卸	業 卸	宿 泊	宿 泊	食 飲	食 飲	医 療	医 療	サ ー	サ ー	情 報	情 報	地 域	地 域
3年度	パート労働者	3,740 人	11,823 人	11,525 人	7,008 人	4,698 人	0 人	38,794 人									
	全労働者	21,832 人	45,248 人	17,564 人	23,358 人	20,880 人	99 人	128,981 人									
	パート労働者の比率	17.1 %	26.1 %	65.6 %	30 %	22.5 %	0 %	30 %									

(注)労働者数は、復元後の数である。

労働者の男女比

		製 造	業 卸	業 卸	宿 泊	宿 泊	食 飲	食 飲	医 療	医 療	サ ー	サ ー	情 報	情 報	地 域	地 域
		業 造	業 卸	業 卸	宿 泊	宿 泊	食 飲	食 飲	医 療	医 療	サ ー	サ ー	情 報	情 報	地 域	地 域
3年度	男性労働者	11,278 人	25,905 人	5,499 人	3,892 人	11,264 人	74 人	57,912 人								
	女性労働者	10,554 人	19,343 人	12,065 人	19,466 人	9,616 人	25 人	71,069 人								
	男女比	52:48	57:43	31:69	17:83	54:46	75:25	45:55								

(注)労働者数は、復元後の数である。

Ⅶ 統計用語の解説

1 中位数

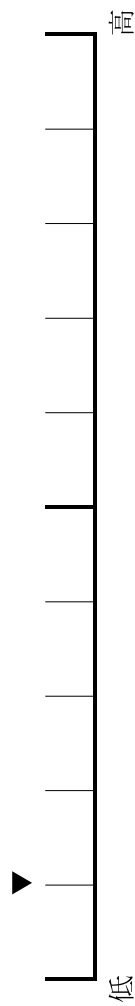
「中位数」とは、変量を大きさの順に並べた場合、その中央で全変量の個数を2等分する位置にある変量である。したがって、中位数より大きい変量の個数は50%、中位数より小さい変量の個数も50%ということになる。「中位数」は、分布が下位又は上位に偏っているような場合によく用いられる。

2 特性値

「特性値」とは、変量の大きさの小さい順に並べてとった、分位数及び分散係数のことである。分位数を図示すれば、次のとおりである。

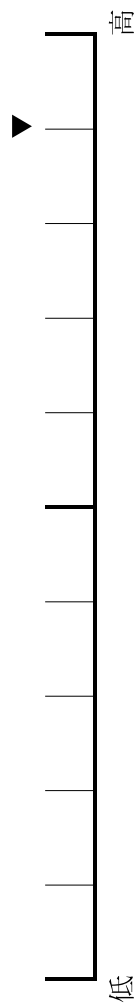
① 第1・十分位数……………10等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

第1・十分位数



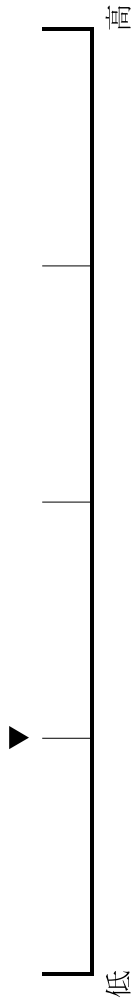
② 第9・十分位数……………10等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

第9・十分位数



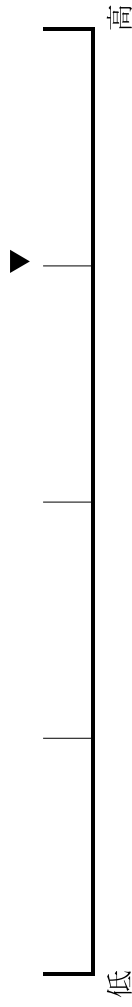
③ 第1・四分位数……4等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

第1・四分位数



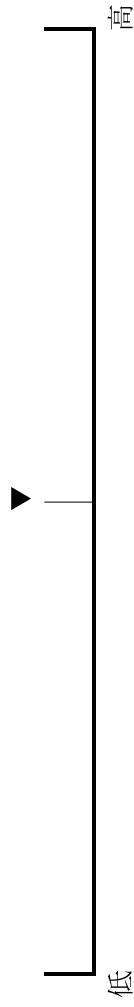
④ 第3・四分位数……4等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

第3・四分位数



⑤ 中位数……2等分し、真ん中の節のものの賃金。

中位数



3 分散係数

「分散係数」とは、下記の数式により計算された数をいい、数の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

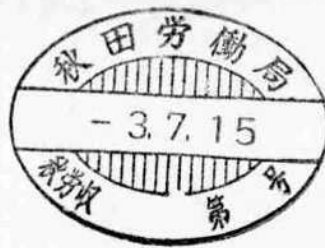
$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

令和3年度 秋田地方最低賃金審議会日程（案）

日時	審議会名	場所	主な議題
7月26日（月） 午後1時30分～	第2回 秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目安伝達 ・ 賃金実態調査結果 ・ 部会長及び部会長代理の選出 ・ 参考人意見聴取 ・ 基本的考え方、金額審議
同上 午後2時30分頃～ （本審終了後）	第1回 秋田県最低賃金専門部会		
8月3日（火） 午後1時30分～	第2回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金額審議
8月5日（木） 午後1時30分～	第3回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金額審議
同上 午後3時00分頃～ （専門部会終了後）	第3回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会報告及び改正決定の答申について ・ 特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
予備日 8月6日（金） 午後1時30分～	第4回秋田県最低賃金専門部会、第4回秋田地方最低賃金審議会	秋田市文化会館 第7会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> * 8月5日答申がなかった場合 専門部会：金額審議 本審：専門部会報告及び改正決定の答申
8月23日（月） 午前10時00分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定最低賃金改正の必要性の有無について（8月5日答申がなかった場合、8月24日へ変更）
同上 午前10時30分頃～ （特別小委員会終了後）	第4回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議審（8月5日答申がなかった場合、8月24日へ変更）

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）

1	秋田県労働組合総連合（議長 加賀屋俊悦）	1
2	秋田県春闘共闘懇談会（議長 石川洋基）	5
3	秋田県地域一般労働組合（議長 小笠原猛）	9
4	日本自治体労働組合連合秋田県本部（中央執行委員長 笹代孝徳）	13
5	秋田県公務公共一般労働組合（執行委員長 笹代孝徳）	17
6	秋田県医療労働組合連合会（執行委員長 石川洋基）	21
7	中通病院労働組合（執行委員長 高村美幸）	25
8	秋田県高等学校教職員組合（執行委員長 加賀屋俊悦）	27
9	全国福祉保育労働組合秋田地方本部（執行委員長 伊藤博和）	28



2021年7月15日

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫 様

秋田県労働組合総連
議長 加賀屋 俊悦
〒010-0001 秋田市 21 ぐらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県労働組合総連合（略称：秋田県労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額2円引き上がり、792円となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、非常事態宣言等により営業時間の短縮・休業、自粛が長くなり、経済活動が縮小しています。これに対する補償制度が不十分であり、労働者の雇用が脅かされ、収入が激減する状況が生まれました。特に低賃金となっている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。コロナウイルスのまん延にあつて、国民のくらしを支え続けるエッセンシャル・ワークの重要性が注目されていますが、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。不安定雇用による将来不安、低賃金と格差の拡大、貧困化がかつてなく進行しています。喫緊に求められるのはコロナ禍が収束するまでの労働者への賃金・収入の補償です。さらに中小企業や個人事業主が営業を継続できる固定費の補償であり、社会保険料や消費税などの大胆な減免措置の断行です。これらは、単なる景気回復ではなく国民の生存権を守る緊急施策として、簡易に、迅速に、確実に実行される必要があると考えます。

最低賃金近傍（最低賃金×1.15未満）で働く労働者のうち、女性労働者の22.51%（約301万人）、女性のパート労働者41.2%（238万人）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっています。産業別ではいわゆるエッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多く、卸売り・小売業で働く女性労働者の34.48%。宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の46.74%（約53万人）が最低賃金近傍で働く低賃金の労働者となっています。

金融広報委員会の「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、単身世帯の38%、2

人以上世帯の23.6%が貯蓄ゼロとなっています。コロナ禍は、こうした低所得の世帯に深刻な影響を与えています。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり792円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,650円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは11～12万円程にしかなりません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です。しかも、全国の生計費に大きな差はありません。秋田で働く労働者の尊厳を取り戻すためにも格差解消を。

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は190円/時でしたが、現状は221円/時に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるといふ事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在23都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

5. 最賃引き上げの経済効果は高い。中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。また、労働運動総合研究所が本年1月に発表した提言では、最低賃金1500円の引き上げは国内生産を26.7兆円、付加価値を13兆円増やし、169.5万人分の新たな雇用を生み出し、税収を2.48兆円増加させるとの試算を発表しました。最低賃金の引き上げを含む賃金の引き上げは企業の労務コストを上昇させるが、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内清算が誘発され、企業経営にプラスとなるなど、大きな経済効果を生むとしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、2019年の消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け木尾業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長く続けさせられていることから消費購買力・消費意欲が失われ、生産してモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。こうしたことがデフレを脱却できない要因にもなっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。

こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

6. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連は本年2月、県内25市町村議会に最低賃金の改善に関する意見書採択を求める陳情を行いました。その内容は「最賃を早期に1000円以上とし1500円をめざすこと、地域間格差を解消し全国一律にすること、中小企業の経営支援を万全にすること」を柱にしており、「1500円」「全国一律」を明記したことが特徴です。この陳情は半数の議会で採択いただき意見書として政府に発せられました。秋田県知事は今年も政府に対し「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を要請されました。本年5月、日本弁護士会連合会は「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を出されました。秋田弁護士会も「最低賃金の大幅引き上げを求める会長声明」を発表されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、最低賃金の引き上げと全国一律制の実現に関して提言を出されています。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

つきましては、2021年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを旨とし、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。同時に、コロナ禍で特にダメージの大きい飲食サービスや宿泊業などへの特別の支援策を講じること。

以上



2021年7月15日

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫 様

秋田県春闘共闘懇談会
代表委員 石川 洋基
〒010-0001 秋田市中 21 ぐらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県春闘共闘懇談会（略称：秋田県春闘懇）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額2円引き上がり、792円となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、非常事態宣言等により営業時間の短縮・休業、自粛が長くなり、経済活動が縮小しています。これに対する補償制度が不十分であり、労働者の雇用が脅かされ、収入が激減する状況が生まれました。特に低賃金となっている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。新型コロナウイルスのまん延にあつて、国民のくらしを支え続けるエッセンシャル・ワークの重要性が注目されていますが、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。不安定雇用による将来不安、低賃金と格差の拡大、貧困化がかつてなく進行しています。喫緊に求められるのはコロナ禍が収束するまでの労働者への賃金・収入の補償です。さらに中小企業や個人事業主が営業を継続できる固定費の補償であり、社会保険料や消費税などの大胆な減免措置の断行です。これらは、単なる景気回復ではなく国民の生存権を守る緊急施策として、簡易に、迅速に、確実に実行される必要があると考えます。

最低賃金近傍（最低賃金×1.15未満）で働く労働者のうち、女性労働者の22.51%（約301万人）、女性のパート労働者41.2%（238万人）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっています。産業別ではいわゆるエッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多く、卸売り・小売業で働く女性労働者の34.48%。宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の46.74%（約53万人）が最低賃金近傍で働く低賃金の労働者となっています。

金融広報委員会の「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、単身世帯の38%、2

人以上世帯の23.6%が貯蓄ゼロとなっています。コロナ禍は、こうした低所得の世帯に深刻な影響を与えています。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり792円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,650円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは11～12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です。しかも、全国の生計費に大きな差はありません。秋田で働く労働者の尊厳を取り戻すためにも格差解消を。

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は190円/時でしたが、現状は221円/時に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるという事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在23都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

5. 最賃引き上げの経済効果は高い。中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。また、労働運動総合研究所が本年1月に発表した提言では、最低賃金1500円の引き上げは国内生産を26.7兆円、付加価値を13兆円増やし、169.5万人分の新たな雇用を生み出し、税収を2.48兆円増加させるとの試算を発表しました。最低賃金の引き上げを含む賃金の引き上げは企業の労務コストを上昇させるが、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内清算が誘発され、企業経営にプラスとなるなど、大きな経済効果を生むとしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、2019年の消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け木尾業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長く続けさせられていることから消費購買力・消費意欲が失われ、生産してモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。こうしたことがデフレを脱却できない要因にもなっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。

こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

6. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

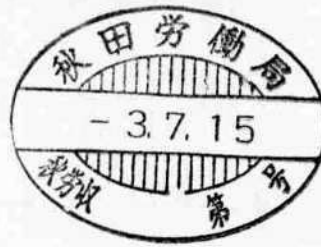
秋田県春闘懇は秋田県労連と共に本年2月、県内25市町村議会に最低賃金の改善に関する意見書採択を求める陳情を行いました。その内容は「最賃を早期に1000円以上とし1500円をめざすこと、地域間格差を解消し全国一律にすること、中小企業の経営支援を万全にすること」を柱にしており、「1500円」「全国一律」を明記したことが特徴です。この陳情は半数の議会で採択いただき意見書として政府に発せられました。秋田県知事は今年も政府に対し「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を要請されました。本年5月、日本弁護士会連合会は「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を出されました。秋田弁護士会も「最低賃金の大幅引き上げを求める会長声明」を発表されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、最低賃金の引き上げと全国一律制の実現に関して提言を出されています。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

つきましては、2021年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。同時に、コロナ禍で特にダメージの大きい飲食サービスや宿泊業などへの特別の支援策を講じること。

以 上



2021年7月15日

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫 様

秋田県地域一般労働組合
執行委員長 小笠原 猛
〒010-0001 秋田市中通 [REDACTED] くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県地域一般労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額2円引き上がり、792円となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、非常事態宣言等により営業時間の短縮・休業、自粛が長くなり、経済活動が縮小しています。これに対する補償制度が不十分であり、労働者の雇用が脅かされ、収入が激減する状況が生まれました。特に低賃金となっている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。コロナウイルスのまん延にあつて、国民のくらしを支え続けるエッセンシャル・ワークの重要性が注目されていますが、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。不安定雇用による将来不安、低賃金と格差の拡大、貧困化がかつてなく進行しています。喫緊に求められるのはコロナ禍が収束するまでの労働者への賃金・収入の補償です。さらに中小企業や個人事業主が営業を継続できる固定費の補償であり、社会保険料や消費税などの大胆な減免措置の断行です。これらは、単なる景気回復ではなく国民の生存権を守る緊急施策として、簡易に、迅速に、確実に実行される必要があると考えます。

最低賃金近傍（最低賃金×1.15未満）で働く労働者のうち、女性労働者の22.51%（約301万人）、女性のパート労働者41.2%（238万人）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっています。産業別ではいわゆるエッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多く、卸売り・小売業で働く女性労働者の34.48%。宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の46.74%（約53万人）が最低賃金近傍で働く低賃金の労働者となっています。

金融広報委員会の「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、単身世帯の38%、2

人以上世帯の23.6%が貯蓄ゼロとなっています。コロナ禍は、こうした低所得の世帯に深刻な影響を与えています。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間あたり792円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,650円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは11～12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です。しかも、全国の生計費に大きな差はありません。秋田で働く労働者の尊厳を取り戻すためにも格差解消を。

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は190円/時でしたが、現状は221円/時に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるという事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在23都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

5. 最賃引き上げの経済効果は高い。中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。また、労働運動総合研究所が本年1月に発表した提言では、最低賃金1500円の引き上げは国内生産を26.7兆円、付加価値を13兆円増やし、169.5万人分の新たな雇用を生み出し、税金を2.48兆円増加させるとの試算を発表しました。最低賃金の引き上げを含む賃金の引き上げは企業の労務コストを上昇させるが、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内清算が誘発され、企業経営にプラスとなるなど、大きな経済効果を生むとしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、2019年の消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け木尾業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長く続けさせられていることから消費購買力・消費意欲が失われ、生産してモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。こうしたことがデフレを脱却できない要因にもなっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。

こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

6. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県地域一般労働組合が加盟する秋田県労連は本年2月、県内25市町村議会に最低賃金の改善に関する意見書採択を求める陳情を行いました。その内容は「最賃を早期に1000円以上とし1500円をめざすこと、地域間格差を解消し全国一律にすること、中小企業の経営支援を万全にすること」を柱にしており、「1500円」「全国一律」を明記したことが特徴です。この陳情は半数の議会で採択いただき意見書として政府に発せられました。秋田県知事は今年も政府に対し「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を要請されました。本年5月、日本弁護士会連合会は「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を出されました。秋田弁護士会も「最低賃金の大幅引き上げを求める会長声明」を発表されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、最低賃金の引き上げと全国一律制の実現に関して提言を出されています。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

つきましては、2021年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。同時に、コロナ禍で特にダメージの大きい飲食サービスや宿泊業などへの特別の支援策を講じること。

以上



2021年7月15日

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫 様

日本自治体労働組合連合秋田県本
中央執行委員長 笹代 孝徳
〒013-0022 横手市四日町 4-30
電話 0182-33-3895 FAX 0182-33-6870

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、日本自治体労働組合連合秋田県本部（略称：自治労連秋田県本部）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額2円引き上がり、792円となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

1. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、非常事態宣言等により営業時間の短縮・休業、自粛が長くなり、経済活動が縮小しています。これに対する補償制度が不十分であり、労働者の雇用が脅かされ、収入が激減する状況が生まれました。特に低賃金となっている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。コロナウイルスのまん延にあって、国民のくらしを支え続けるエッセンシャル・ワークの重要性が注目されていますが、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。不安定雇用による将来不安、低賃金と格差の拡大、貧困化がかつてなく進行しています。喫緊に求められるのはコロナ禍が収束するまでの労働者への賃金・収入の補償です。さらに中小企業や個人事業主が営業を継続できる固定費の補償であり、社会保険料や消費税などの大胆な減免措置の断行です。これらは、単なる景気回復ではなく国民の生存権を守る緊急施策として、簡易に、迅速に、確実に実行される必要があると考えます。

最低賃金近傍（最低賃金×1.15未満）で働く労働者のうち、女性労働者の22.51%（約301万人）、女性のパート労働者41.2%（238万人）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっています。産業別ではいわゆるエッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多く、卸売り・小売業で働く女性労働者の34.48%。宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の46.74%（約53万人）が最低賃金近傍で働く低賃金の労働者となっています。

金融広報委員会の「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、単身世帯の38%、2人以上世帯の23.6%が貯蓄ゼロとなっています。コロナ禍は、こうした低所得の世帯に深刻な影響を与えています。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

2. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり792円です。ひと月173.8時間（一ヶ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,650円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは11~12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいたくないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です。しかも、全国の生計費に大きな差はありません。秋田で働く労働者の尊厳を取り戻すためにも格差解消を

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は190円/時でしたが、現状は221円/時に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるという事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在23都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、そ

れらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

4. 最賃引き上げの経済効果は高い。中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。また、労働運動総合研究所が本年1月に発表した提言では、最低賃金1500円の引き上げは国内生産を26.7兆円、付加価値を13兆円増やし、169.5万人分の新たな雇用を生み出し、税収を2.48兆円増加させるとの試算を発表しました。最低賃金の引き上げを含む賃金の引き上げは企業の労務コストを上昇させるが、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内清算が誘発され、企業経営にプラスとなるなど、大きな経済効果を生むとしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、2019年の消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け木尾業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長く続けさせられていることから消費購買力・消費意欲が失われ、生産してモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。こうしたことがデフレを脱却できない要因にもなっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険

料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。

こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連は本年2月、県内25市町村議会に最低賃金の改善に関する意見書採択を求める陳情を行いました。その内容は「最賃を早期に1000円以上とし1500円をめざすこと、地域間格差を解消し全国一律にすること、中小企業の経営支援を万全にすること」を柱にしており、「1500円」「全国一律」を明記したことが特徴です。この陳情は半数の議会で採択いただき意見書として政府に発せられました。秋田県知事は今年も政府に対し「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を要請されました。本年5月、日本弁護士会連合会は「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を出されました。秋田弁護士会も「最低賃金の大幅引き上げを求める会長声明」を発表されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、最低賃金の引き上げと全国一律制の実現に関して提言を出されています。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

つきましては、2021年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを旨とし、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。同時に、コロナ禍で特にダメージの大きい飲食サービスや宿泊業などへの特別の支援策を講じること。

以上



2021年7月15日

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫 様

秋田県公務公共一般労働組
執行委員長 笹代 孝徳
〒013-0022 横手市四日町
電話 0182-33-6906 FAX 0182-33-6870

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県公務公共一般労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額2円引き上がり、792円となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

1. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、非常事態宣言等により営業時間の短縮・休業、自粛が長くなり、経済活動が縮小しています。これに対する補償制度が不十分であり、労働者の雇用が脅かされ、収入が激減する状況が生まれました。特に低賃金となっている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。コロナウイルスのまん延にあって、国民のくらしを支え続けるエッセンシャル・ワークの重要性が注目されていますが、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。不安定雇用による将来不安、低賃金と格差の拡大、貧困化がかつてなく進行しています。喫緊に求められるのはコロナ禍が収束するまでの労働者への賃金・収入の補償です。さらに中小企業や個人事業主が営業を継続できる固定費の補償であり、社会保険料や消費税などの大胆な減免措置の断行です。これらは、単なる景気回復ではなく国民の生存権を守る緊急施策として、簡易に、迅速に、確実に実行される必要があると考えます。

最低賃金近傍（最低賃金×1.15未満）で働く労働者のうち、女性労働者の22.51%（約301万人）、女性のパート労働者41.2%（238万人）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっています。産業別ではいわゆるエッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多く、卸売り・小売業で働く女性労働者の34.48%。宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の46.74%（約53万人）が最低賃金近傍で働く低賃金の労働者となっています。

金融広報委員会の「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、単身世帯の38%、2人以上世帯の23.6%が貯蓄ゼロとなっています。コロナ禍は、こうした低所得の世帯に深刻な影響を与えています。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

2. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり792円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,650円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは11~12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいがたいと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です。しかも、全国の生計費に大きな差はありません。秋田で働く労働者の尊厳を取り戻すためにも格差解消を

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は190円/時でしたが、現状は221円/時に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるといふ事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合（全労連）は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在23都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、そ

れらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

4. 最賃引き上げの経済効果は高い。中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。また、労働運動総合研究所が本年1月に発表した提言では、最低賃金1500円の引き上げは国内生産を26.7兆円、付加価値を13兆円増やし、169.5万人分の新たな雇用を生み出し、税収を2.48兆円増加させるとの試算を発表しました。最低賃金の引き上げを含む賃金の引き上げは企業の労務コストを上昇させるが、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内清算が誘発され、企業経営にプラスとなるなど、大きな経済効果を生むとしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、2019年の消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け木尾業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長く続けさせられていることから消費購買力・消費意欲が失われ、生産してモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。こうしたことがデフレを脱却できない要因にもなっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険

料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。

こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

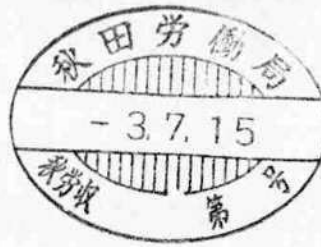
秋田県労連は本年2月、県内25市町村議会に最低賃金の改善に関する意見書採択を求める陳情を行いました。その内容は「最賃を早期に1000円以上とし1500円をめざすこと、地域間格差を解消し全国一律にすること、中小企業の経営支援を万全にすること」を柱にしており、「1500円」「全国一律」を明記したことが特徴です。この陳情は半数の議会で採択いただき意見書として政府に発せられました。秋田県知事は今年も政府に対し「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を要請されました。本年5月、日本弁護士会連合会は「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を出されました。秋田弁護士会も「最低賃金の大幅引き上げを求める会長声明」を発表されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、最低賃金の引き上げと全国一律制の実現に関して提言を出されています。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

つきましては、2021年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを旨とし、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。同時に、コロナ禍で特にダメージの大きい飲食サービスや宿泊業などへの特別の支援策を講じること。

以上



2021年7月15日

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫 様

秋田県医療労働組合連合会

執行委員長 石川洋基

〒010-0001 秋田市中通6丁目1

TEL018-835-6353 FAX018-83

秋田地方最低賃金改正の審議に当たっての意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県医療労働組合連合会（略称：秋田県医労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額2円引き上がり、792円となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

さて、医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は123,300円低い実態にあり、更に介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で72,365円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています（グラフ参照）。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

新型コロナウイルスによるパンデミックから1年5ヶ月が経過しましたが、この間医療従事者は、国民のいのちと健康を守るため、自らの感染リスクにも向き合い、強い行動制限も受け入れ、コロナ禍での医療経営悪化の影響により賃金を削減されながらも、責任感や使命感でなんとか医療現場を支えてきました。しかし、いまだにコロナ禍の収束が見通せない中で、これだけ頑張り続けているのに、救えない

のちを目の当たりにしたとき、ついに心が折れて医療現場を去ってしまう従事者が
出始めています。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そ
こではたらく労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を
放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難と
いわなければなりません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は全国で800万人超（秋田県では7
万2千人）ですが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設で
は3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労
働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅
かされ、収入が激減した非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。人手不足を
解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看
護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金
の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

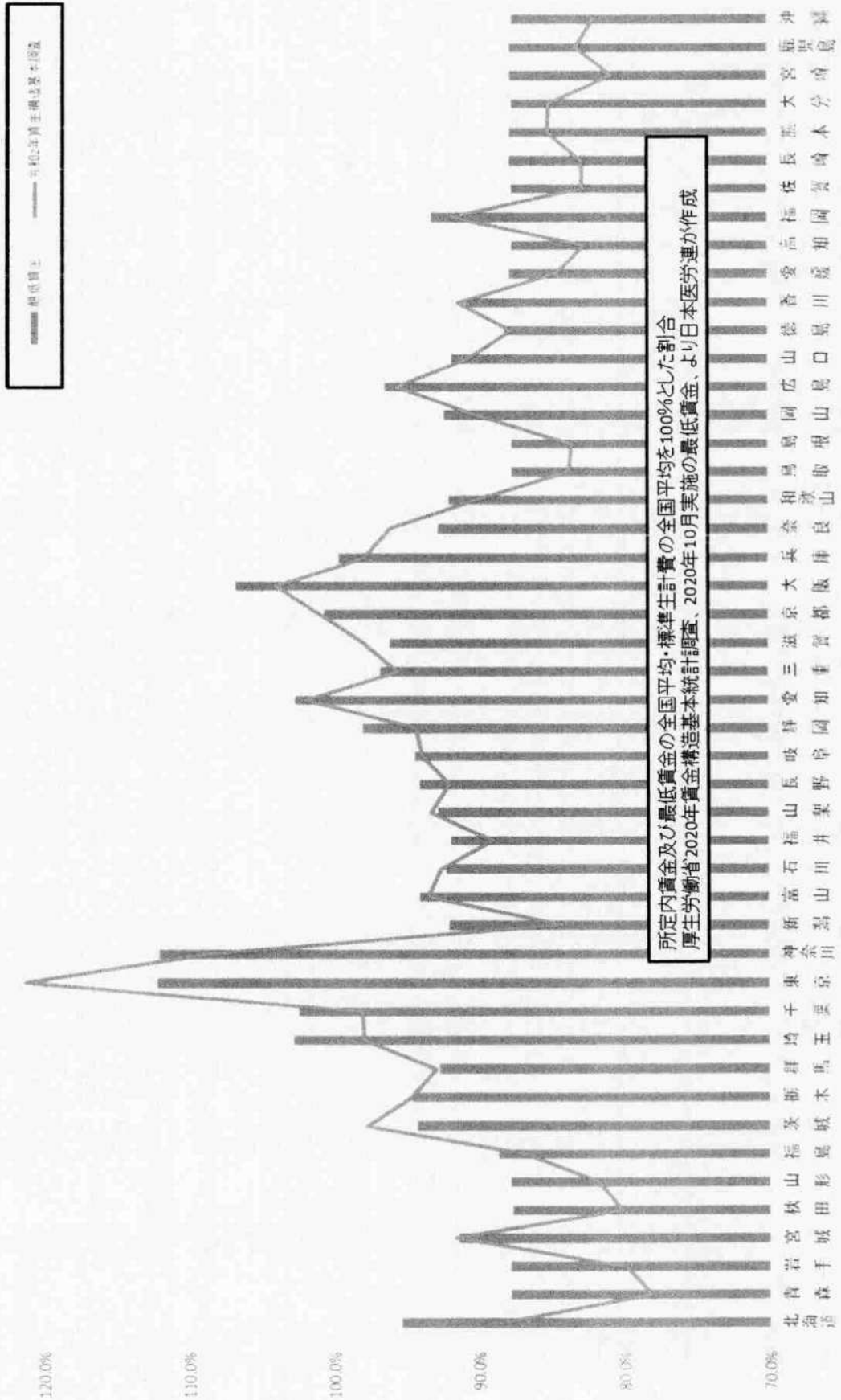
つきましては、2021年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏ま
え、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることを目指
し、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業
の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。
同時に、コロナ禍で特にダメージの大きい飲食サービスや宿泊業などへの特
別の支援策を講じること。

以 上

医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2020年度)





2021年7月15日

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫様

中通病院労働組合

執行委員長

〒010-0001 秋田市中通6丁目1番

電話018-83

FAX018-832-0203

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、中通病院労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額が792円となりました。貴審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金の実現めざし、今年も精力的な審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

昨年の秋田の答申額792円は、全国最下位、東北でも2007年度以来13年振りの最下位という大変残念な結果となってしまいました。昨年の秋田の答申額は2円で、他の東北Dランク県（青森、岩手、山形）が3円となっており、地域間格差解消を目指して奮闘してきた中、秋田だけが取り残されてしまいました。

昨年答申された全国の状況を見れば、人口を加味した全国加重平均で1円引上げ、901円から902円になりました。賃金の地域間格差を縮小する機運の高まりを受けて40県が1～3円引き上げましたが、平均では16年ぶりの1円にとどまりました。現在の全国答申額の結果をみれば最高額は変わらず東京の1,013円、最低額は秋田等7県が792円となっています。これでは、秋田から若者の人材流出を止める事はできず、秋田県が最重要課題として取り組んでいる、少子化、人口減少問題等を解決していく上でも大きな障害となり、秋田の状況はますます悪化するばかりと思います。

コロナ禍で収束が見えない状況ではありますが、大変な状況を乗り越えていくには明らかに不十分です。消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出していくためには最低賃金の引き上げが必要です。

菅首相は、「非正規労働者の処遇改善といった構造的課題にも答えを出すため、最低賃金をより早期に全国平均1000円とすることを目指す。日本全体を活性化する。」と発言しています。また、最低賃金が低い地域では、引き上げをすると雇用が増えるというエビデンスも存在します。

現在の最賃792円を秋田県毎月勤労統計2021年4月総実労働時間153.1時間、年間1837.2時間で単純計算をすると、月額121,255円、年額1,455,062円となります。はたして本当にこの金

額で生活ができるでしょうか。「秋田で働き、結婚して子育てをして、生活し続ける」ということには到底及ばない金額です。2020年人口動態統計結果を見ても、秋田県は残念ながら婚姻率21年連続・出生率26年連続で全国最下位となっており、若者に展望・未来のない状況が続いています。

秋田県は、2019年3月に「少子化・子育て施策に関する調査」を実施しています。対象は、小中高校生をもつ保護者（6,315人回収）や大学生・独身就業者（1,020人回収）7,335人分の調査結果がホームページ上に掲載されています。自由記載の部分を見れば、「秋田は給料が安い、安すぎるので、行政がどんなに工夫しても結婚、出産は難しいと思う」「秋田へ戻りたいと思っけていても、就職先がない、低賃金だと戻るに戻れないのが現状だと思う」「地元で就職しても収入が少なすぎて県外へ転職を考えてしまう。秋田は収入以外はとても住みやすい所なのにもったいないです」等と『秋田は住みやすいが、賃金が安すぎて生活できない』との多くの声が寄せられています。改めて、少子化・子育て対策には、思い切った最低賃金の大幅な改正が重要と私たちは考えます。

日本の最低賃金は非常に低く、フルタイムで働いても必要生計費に遠く及びません。しかも、47県すべてをA～Dのランク分けすることによって地域間格差が年々拡大しています。また、医療・福祉の所定内賃金（厚労省「賃金構造基本統計調査」）と地域別最低賃金は明確に相関しており、地域別最低賃金の格差が反映しています。A～Dのランク分けをなくし、「全国一律最低賃金制」で、格差の是正・賃金の底上げをはかることは、医療・介護労働者全体の賃金改善につながります。また、社会保障負担の軽減を求める運動とともに、最低賃金の引き上げは生活保護基準とも連動することから、全国一律の最低賃金は、ナショナルミニマムとしての「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなり、「格差と貧困」の解消に結びつけるためにも重要です。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって格差が存在することには納得できません。

未だに新型コロナウイルス感染拡大は収束のめどがたっていません。医療・介護の現場では、コロナ禍が長引くことで、経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達しています。もともと基礎体力が弱い日本の医療・介護経営の実態に、コロナ禍に伴う収益の大幅な減少が押し寄せ、全国の数多くの医療機関が経営破綻の危機に立たされています。早急な国の思い切った支援が必要です。そのためにも今回の最低賃金の改定は自粛ではなく大幅な引き上げが必要と考えます。

2021年の地域別最低賃金改定にあたり、秋田の若者が地元で働き、結婚して生活し続ける事ができ、そして将来展望につなげていく事ができるよう、十分にご審議をお願いします。また、秋田地方最低賃金審議会として最大限独自性を発揮して頂き、地域間格差を縮小していくためにご審議頂くよう重ねてお願い申し上げます。

2021年7月15日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 様

秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 加藤 様

〒010-0921 秋田市山王4丁目4-14 秋田県教育委員会

TEL: 018-824-1667 FAX: 018-824-1668

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

コロナ禍のもと、賃金の地域間格差やエッセンシャルワーカーの賃金水準の低いことに注目が集まりました。誰もが人間らしく働くことができる社会を実現するため、労働者の賃金・雇用を改善することが求められています。

秋田県教育委員会の発表によると、2021年3月高校卒業者の就職決定状況は、県内就職の割合は72.8%（前年比+5.2ポイント）になり、地元志向の割合が増えました。今後、早期離職者を出さないこと、県外進学者の回帰促進が必要とされています。

学校現場からは昨年度の高卒就職について、企業による求人票の取りやめがあった、宿泊業の求人が減ったという報告がありました。また、学校現場の会計年度任用職員の募集が実施されましたが、基準時給額が最低賃金近傍の806円であることから募集もままならないという声があり、待遇改善も不可欠です。

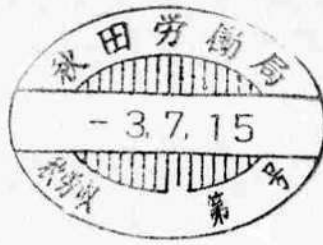
つきましては、2021年度の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,000円以上とすることをめざし、本年度において大幅な引上げを実現すること
- 2 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること
- 3 最低賃金引上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。同時に、コロナ禍で特にダメージの大きい飲食や宿泊業などへの特別の支援策を講じること

以上





2021年7月15日

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫 様

全国福祉保育労働組合秋田地方本部
執行委員長 伊藤 博和
秋田市広面字釣瓶町71番地の4
電話 018-834-1808
FAX 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

福祉労働と最低賃金

福祉労働は健康で文化的な最低限度の生活の保障にかかわる労働の最前線です。しかし、福祉労働者の多くは低賃金であり、いまだ全産業平均賃金との差は大きく開いています。

全労連の生計費調査では手取り賃金平均で月約23万円必要です。毎日8時間、週休2日の労働で時給1327円以上でなければその金額を超えることができません。

私たち全国福祉保育労働組合秋田地方本部の職員の賃金は、秋田市でも中の上と秋田市の施設指導室から聞いております。内情をお話しさせていただくと、施設管理者も含めた40代以上の常勤職員が全体の45%を占めますが、社会保険、所得税だけ引き去りした場合の施設管理者も含めた全職員の平均手取り収入は16万2千円です。時給に換算すると934円となります。福祉労働者は最低賃金近傍で働いている人も多く、一人暮らしをするのもやっとなで、食費を削り、遊興費を削り、利用者にできるだけ良い支援をしようと踏ん張っています。

そして、昨年より続く新型コロナウイルスの感染拡大のなか、感染防止のための業務が増大する一方で私生活の制約を厳しくしています。

いつ自分がどこから感染するかわからない状態で、不安が大きく、感染防止と私生活の制限により疲れ果てた福祉労働者は退職します。また、福祉労働はどんなに力のある人でも援助する人数には限界があります。人手不足は残っている職員の負担を増大させ、福祉の質を悪化させます。また、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。コロナ禍における利用控えから起こる休業、不安定雇用による将来不安、低賃金と格差の拡大、貧困化がかつてなく進行しています。

また、新卒の若者は秋田県の福祉労働の過重過密労働、低賃金に不安を抱え、都市に出てしまうのも現状です。秋田県の低賃金は人口減少に拍車をかけています。

より良い福祉労働は、まず人手が充実している事が重要になります。人手が充実するためには、若者が求人票を見て、希望を持って安心して働き続けられると思える賃金が必要です。

最低賃金の引上げにより福祉労働者が働き続ける、働こうと思える賃金になりますようご審議下さい。

つきましては、2021年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること

以上

2021年（令和3年）6月28日

秋田地方最低賃金審議会長 様

秋田弁護士会

会長 山 本 隆



会長声明の送付について

当会は、常議員会の議を経て、本日、下記会長声明を発表しましたので、送付申し上げます。

記

最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明



最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

1 現在の秋田県の地域別最低賃金は、1時間792円（2020年10月1日効力発生）であり、前年から2円の引上げにとどまり、全国加重平均である1時間902円を大きく下回っている。

2 我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法1条）。

ところが、秋田県の現在の最低賃金では、1日8時間、月に22日間働いた場合の1か月の賃金は13万9392円であり、年間でも167万2704円にしかならない。これでは労働者が生活の安定を確保することは難しい。

最低賃金制度をセーフティーネットとして実効的に機能させるためには、最低賃金の大幅な引上げが急務である。

3 最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも問題である。

秋田県の最低賃金（792円）は全国最低額であり、最高額の東京都（1013円）と比べると221円もの開きがある。

このような最低賃金の地域間格差は、秋田県から有為な人材が賃金の高い都市部に流出することを引き起こすおそれがある。

現に、秋田県が2015年3月にまとめた「秋田の人口問題レポート」によれば、秋田県は2040年には全産業合計で約11万人の労働力不足に陥るとの推測がなされている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に地方移住への関心が高まっている中、最低賃金の地域間格差はその弊害となるおそれがある。

さらに、コロナ禍において、テレワークを導入する企業が増えているが、最低賃金の地域間格差が是正されなければ、秋田県内の企業で働く人材がテレワークの可能な都市部の企業へと流出することが懸念される。

したがって、最低賃金の地域間格差の是正は、秋田県の人口流出に歯止めをかけるためのみならず、秋田県内の企業の人材確保のためにも、喫緊の課題である。

4 コロナ禍における経済停滞の長期化により、企業の経営状態が悪化する中で、企業の存続のため最低賃金引上げの凍結を求める意見も強い。

しかしながら、最低賃金を決める要素で重要なのは「労働者の生計費」である。企

業の賃金支払能力によってこの労働者の生計費が変わるわけではなく、前述のとおり、年間167万2704円の賃金では労働者の生計費は絶対的に不足している。

また、イギリス、フランス、ドイツなどの諸外国では、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の引上げを実現しており、我が国においてそれが不可能である理由はない。

そして、企業が最低賃金の引上げに対応できるようにするために、新型コロナウイルス感染症拡大に関連した企業への支援、休業を要請している業種に対する補償の充実、税金や社会保険料の減免措置のほか、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策である「業務改善助成金」制度の利用の拡充が急務である。

- 5 以上より、当会は、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、秋田地方最低賃金審議会に対し秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、中央最低賃金審議会に対し地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げを答申することを求めるものである。

2021年（令和3年）6月28日

秋田弁護士会

・ 会長 山本 隆

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会委員名簿

*50音順

区分	氏名	現職
公益代表	あかさか かのる 赤坂 薫	弁護士
	うすき ともあき 臼木 智昭	秋田大学 准教授
	ながき かずゆき 長岐 和行	弁護士
労働者代表	いのうえ まさかつ 井上 正克	UAゼンセン 秋田県支部長
	ごとう まさふみ 後藤 正文	JAM秋田 事務局長
	さとう しんゆき 佐藤 伸幸	連合秋田 副事務局長
使用者代表	ときた ゆうじ 時田 祐司	時田電気工業(株) 代表取締役社長
	ほりえ じゅうきゆう 堀江 重久	(株)ホリエ 代表取締役
	わき まさお 脇 正雄	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
任期	令和3年7月15日 ~ 専門部会廃止まで	